【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年３月16日
【発行者名】	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 廣久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
【事務連絡者氏名】	藤田 剛志
【電話番号】	03-5219-5700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし） ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 各々5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし）
ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）
（以下、総称して「ＬＭ・ユーロ・アルファ」または「当ファンド」ということがあります。また、「ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし）」を「ポートフォリオＡ」、「ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）」を「ポートフォリオＢ」と各々称することがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）です。格付は取得していません。
当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」ということがあります。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額＊です。
日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等でのご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（当該新聞上では、当ファンドは「ユーロＡ」「ユーロＢ」の略称にて記載されています。）に掲載されます。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
インターネットのホームページのアドレス http://www.leggmason.co.jp

＊ 受益権１口当たりの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額（１万口当たり）です。手数料率の上限は、1.05%（税抜1.00%）となっております。

＊ 申込手数料の詳細は、販売会社にお問合せください。

＊ スイッチング時には、スイッチング申込受付日の翌営業日の取得ファンドの基準価額にスイッチング手数料率を乗じた額及び当該手数料に係る消費税等相当額がかかります。スイッチング手数料の上限は、0.21%（税抜0.20%）となっております。

(6)【申込単位】

新規でお申込みする場合は50万円以上１円単位、追加でお申込みする場合は1万円以上1円単位とします。
また、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口単位で取得することができます。
「ポートフォリオＡ」と「ポートフォリオＢ」の相互間でスイッチングを行う場合の申込単位は、1万円以上1円単位とします。ただし、受益者が保有する「ポートフォリオＡ」または「ポートフォリオＢ」の受益権のすべてを一部解約または買取請求した場合の手取金をもって取得申込を行う場合は、1円以上1円単位でお申込みいただけます。

(7)【申込期間】

継続申込期間：平成22年３月17日から平成23年３月17日まで*
＊ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】
日興コーディアル証券株式会社（「販売会社」ということがあります。）
東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
上記の販売会社の日本における本・支店、営業所等において、お申込みを取扱います。

(9)【払込期日】
取得申込代金につきましては、販売会社が定める期日までに所定の方法により、お支払いください。
各取得申込受付日にかかる発行価額の総額は、委託会社の指定する口座を経由して、ＮＣＴ信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】
払込取扱場所は、上記(8)に定める販売会社の本・支店、営業所等となります。

(11)【振替機関に関する事項】
当ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】
振替受益権について
　当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
　当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。
（参考）
◆投資信託振替制度とは、
・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的及び基本的性格

ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし）及びＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）（以下、総称して「ＬＭ・ユーロ・アルファ」または「当ファンド」ということがあります。また、ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし）を「ポートフォリオＡ」、ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）を「ポートフォリオＢ」と各々を称することがあります。）は、欧州を中心とした世界各国の公社債を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

信託金の限度額は、信託約款の定めにより各ファンドにつき5,000億円となっております。ただし、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、ＮＣＴ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、契約型の投資信託です。格付は取得していません。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下のとおりです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類及び属性区分を示します。

《商品分類表》 ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし）、ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型		その他資産
	内　外	資産複合

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「内外」とは、目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》　ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし）

<table>
<tr><th>投資対象資産</th><th>決算頻度</th><th>投資対象地域</th><th>投資形態</th><th>為替ヘッジ</th></tr>
<tr><td rowspan="12">株 式
一般
大型株
中小型株
債 券
一般
公債
社債
その他債券
クレジット属性
不動産投信
その他資産
資産複合
資産配分固定型
資産配分変更型</td><td rowspan="2">年１回</td><td>グローバル
（日本を含む）</td><td rowspan="12">ファミリー
ファンド
ファンド・オブ
・ファンズ</td><td rowspan="6">あ り</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日 本</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年２回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">北 米</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年４回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">欧 州</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年６回
（隔月）</td><td rowspan="2">アジア</td></tr>
<tr><td rowspan="6">な し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">オセアニア</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年12回
（毎月）</td><td rowspan="2">中南米</td></tr>
<tr><td rowspan="2">アフリカ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日々</td><td rowspan="2">中近東
（中東）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td rowspan="2">エマージング</td></tr>
</table>

《属性区分表》　ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）

<table>
<tr><th>投資対象資産</th><th>決算頻度</th><th>投資対象地域</th><th>投資形態</th><th>為替ヘッジ</th></tr>
<tr><td rowspan="12">株 式
一般
大型株
中小型株
債 券
一般
公債
社債
その他債券
クレジット属性
不動産投信
その他資産
資産複合
資産配分固定型
資産配分変更型</td><td rowspan="2">年１回</td><td>グローバル
（日本を含む）</td><td rowspan="12">ファミリー
ファンド
ファンド・オブ
・ファンズ</td><td rowspan="6">あ り
（フルヘッジ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日 本</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年２回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">北 米</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年４回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">欧 州</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年６回
（隔月）</td><td rowspan="2">アジア</td></tr>
<tr><td rowspan="6">な し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">オセアニア</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年12回
（毎月）</td><td rowspan="2">中南米</td></tr>
<tr><td rowspan="2">アフリカ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日々</td><td rowspan="2">中近東
（中東）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td rowspan="2">エマージング</td></tr>
</table>

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記のとおりです。

投資対象資産	債券/一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債その他債券属性にあてはまらないものをいいます。
決算頻度	年４回	目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ※「（日本を含む）」は日本の資産も含まれることを示します。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類及び属性区分以外のものについての詳細は、社団法人投資信託協会のインターネットのホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

②ファンドの特色

a.ポートフォリオＡの特色

(イ)欧州を中心とした世界各国の公社債を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、原則としてＢＢＢ／Ｂａａ格相当以上の格付を有するものとし、純資産総額の10%を上限として、ＢＢ／Ｂａ格相当の格付を有する公社債へ投資を行うことができます。

(ロ)外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

(ハ)「シティグループＥＭＵ国債インデックス（３～５年）円ベース」をベンチマークとして、信託財産の成長を目指します。

(ニ)長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、中長期に超過収益の獲得を目指します。

b.ポートフォリオＢの特色

(イ)欧州を中心とした世界各国の公社債を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、原則としてＢＢＢ／Ｂａａ格相当以上の格付を有するものとし、純資産総額の10%を上限として、ＢＢ／Ｂａ格相当の格付を有する公社債へ投資を行うことができます。

(ロ)外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

(ハ)「シティグループＥＭＵ国債インデックス（３～５年）円ヘッジベース」をベンチマークとして、信託財産の成長を目指します。

(ニ)長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、中長期に超過収益の獲得を目指します。

(2)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

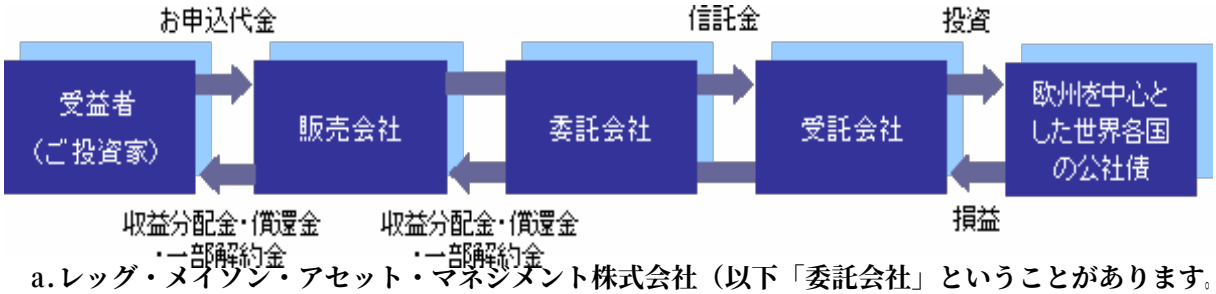

a.レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）

b.ＮＣＴ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）

c.「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネ

ジメント・カンパニー」　（以下、総称してまたは各々を「投資顧問会社」ということがあります。）

d.日興コーディアル証券株式会社（以下「販売会社」ということがあります。）

（販売会社とは、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託会社の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）

②委託会社の概況（平成22年３月16日現在）

a.資本金の額

1,000百万円

b.沿革

平成10年４月28日　ソロモン投信委託株式会社設立
平成10年６月16日　証券投資信託委託会社免許取得
平成10年11月30日　投資顧問業登録
平成11年６月24日　投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年10月１日　スミス バーニー投資顧問株式会社と合併
「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成13年４月１日　「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成18年１月１日　「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成19年９月30日　金融商品取引業登録

c.大株主の状況

名称　　レッグ・メイソン・インク
住所　　アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市インターナショナル・ドライブ100
所有株式数　　78,270株
持株比率　　100%

③ファンドの関係法人と契約の概要

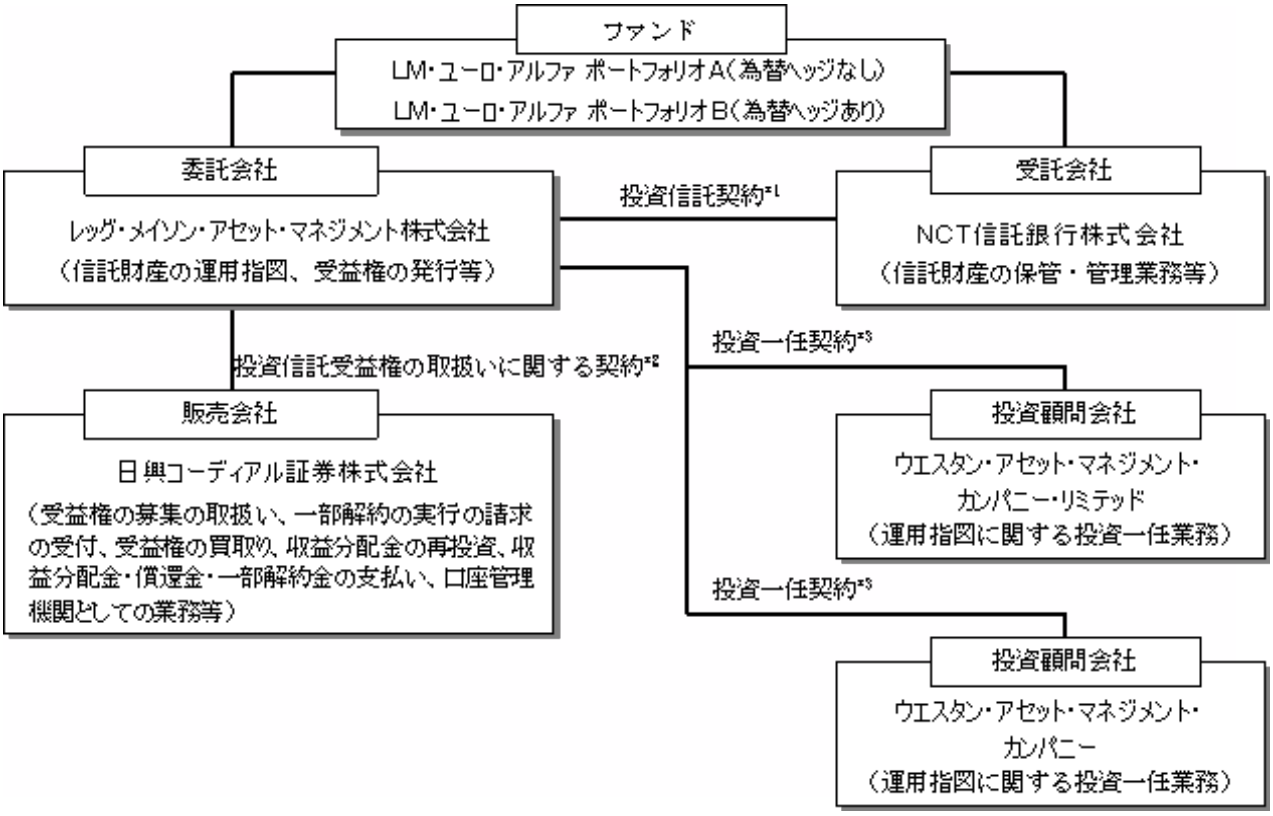

*1「投資信託契約」

当ファンドを成立させるにあたり、「投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」ということがあります。）」の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間に締結されます。主要な内容は、運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理及び運用指図に関する事項等です。

当契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

＊2「投資信託受益権の取扱いに関する契約」

委託会社が販売会社に当ファンドに係る業務を委託するにあたり、委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間での取決めが定められており、主な内容は、受益権の募集の取扱い、受益権の買取り、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務に関する事務等、広告・宣伝に係る取決め、紛争処理責任、法令等の遵守等です。

当契約の有効期間は、契約締結の日から１年間とし、期間満了の３ヵ月前までに双方とも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

＊3「投資一任契約書」

委託会社が投資顧問会社に当ファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間での取決めが定められており、主な内容は、投資の基本方針の遵守、秘密保持、必要経費の負担、投資顧問報酬、法令等の遵守等です。

当契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

２【投資方針】

(1)【投資方針】

1	欧州を中心とした世界の公社債に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

■投資を行う公社債は、主として国債、政府機関債、地方債、社債等とします。

■組入債券は、原則として、ＢＢＢ／Ｂａａ格相当以上の格付を付与されているものとします。ただし、信託財産の純資産総額の10%を上限にＢＢ／Ｂａ格相当の格付を付与されているものへも投資を行います。また、格付を取得していない債券については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

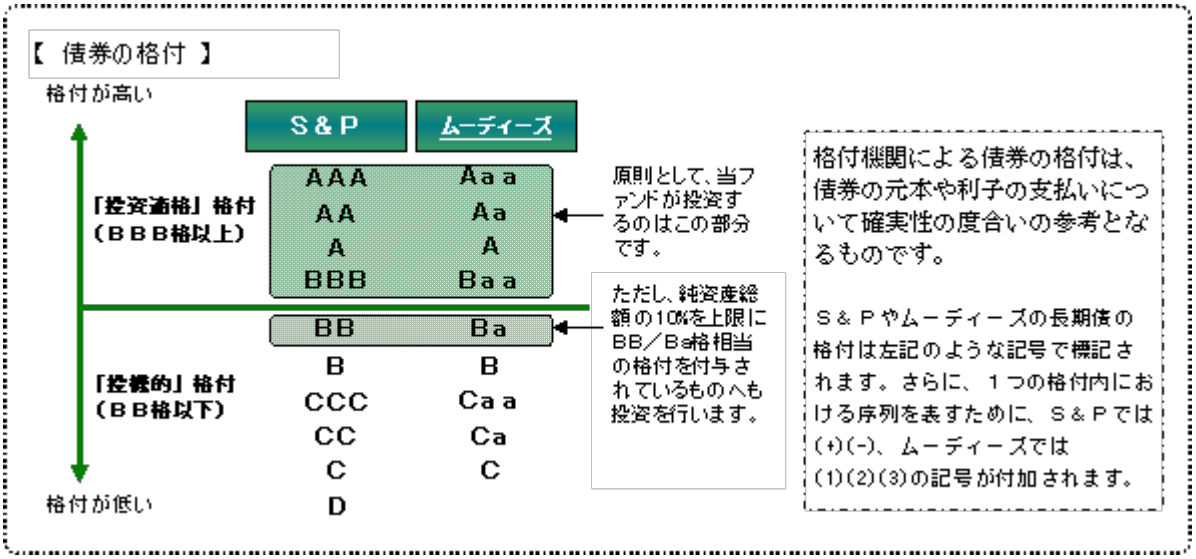

■シティグループＥＭＵ国債インデックス（３～５年）をベンチマークとして信託財産の成長を目指します。

ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし）のベンチマークは・・・

「シティグループＥＭＵ国債 インデックス（３～５年）円ベース」

ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）のベンチマークは・・・

「シティグループＥＭＵ国債 インデックス（３～５年）円ヘッジベース」

シティグループＥＭＵ国債インデックス（３～５年）
シティグループEMU国債インデックスとは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、ＥＭＵ（経済通貨同盟）加盟国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。インデックスのリターンは、残存年数３年から５年の固定利付債のトータルリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。
＜シティグループEMU国債インデックスの構成国は下記の１１カ国です。＞

アイルランド、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スペイン、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル　（平成 22 年 1 月末現在）

■長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、中長期に超過収益の獲得を目指します。

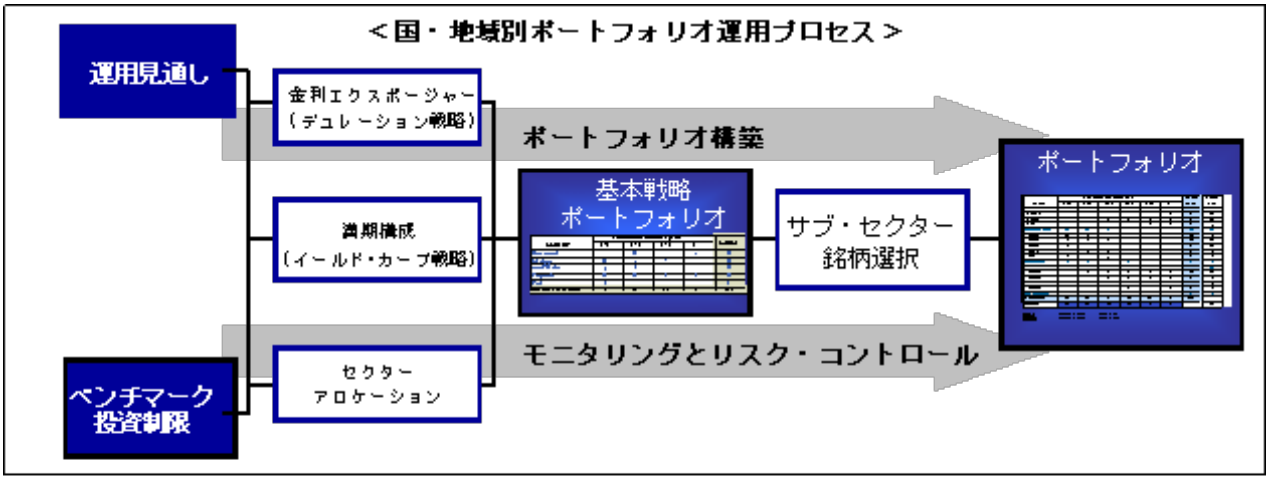

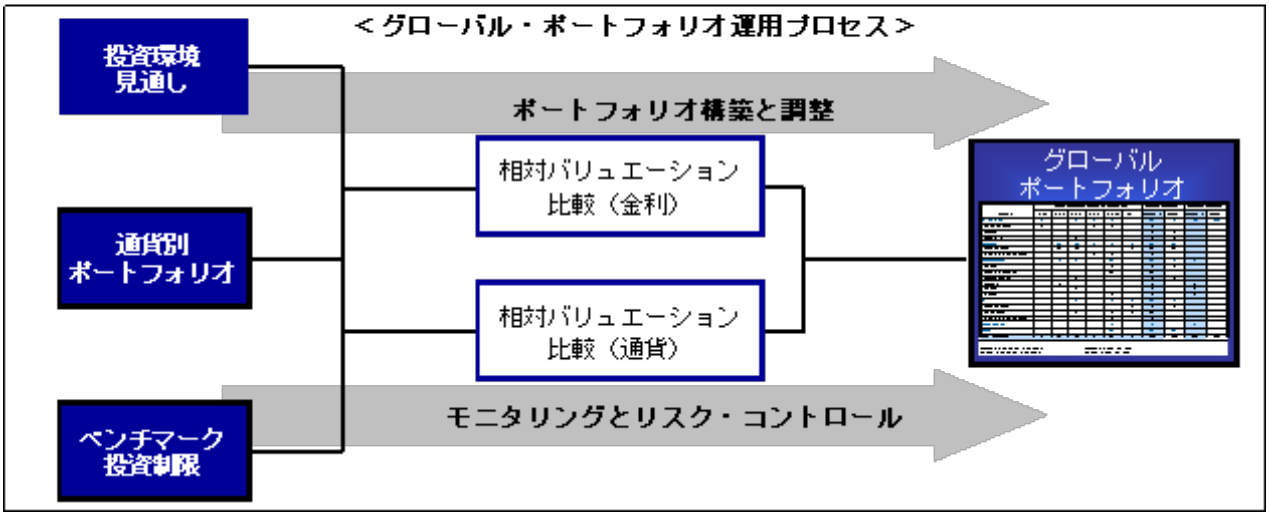

（注）運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

2	債券先物取引等を活用し、ある市場の金利変動や複数の市場間の金利差の変動等を捉えて、キャピタルゲインの獲得を目指します。

■デュレーション・コントロールを行い、金利変動リスクの抑制を図ります。当ファンドのデュレーション・コントロールはベンチマークに対して概ね－３年から＋３年までの範囲で行います。

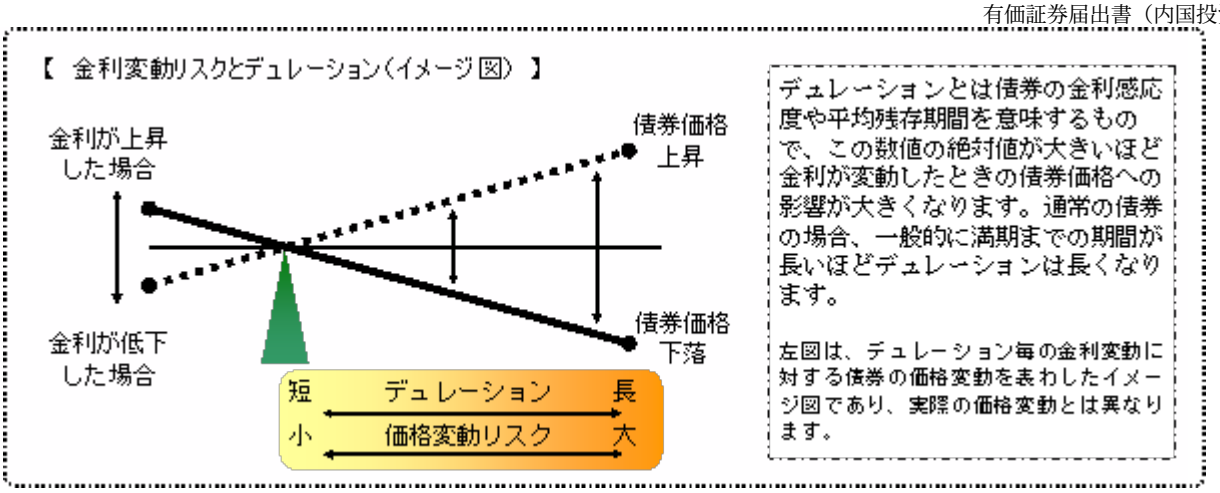

3 ポートフォリオＡにおいては、原則として為替ヘッジを行いません。ポートフォリオＢにおいては、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。＊また別途、独立した為替戦略により、為替予約取引等を活用して、超過収益の獲得を目指します。

■為替予約取引等を活用して、ファンド資産を複数の通貨へ分散投資します。
■一通貨への投資割合を純資産総額に対して±40%以内に制限しています。
■多通貨に分散することで単一通貨の動向のみに左右されない安定した運用を目指します。
＊ 外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いますが、別途独立した為替戦略をとるため、完全に為替リスクを回避するものではありません。

4 当ファンドの運用は、レッグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に委託します。

■運用の指図に関する権限のうち、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーに委託します。

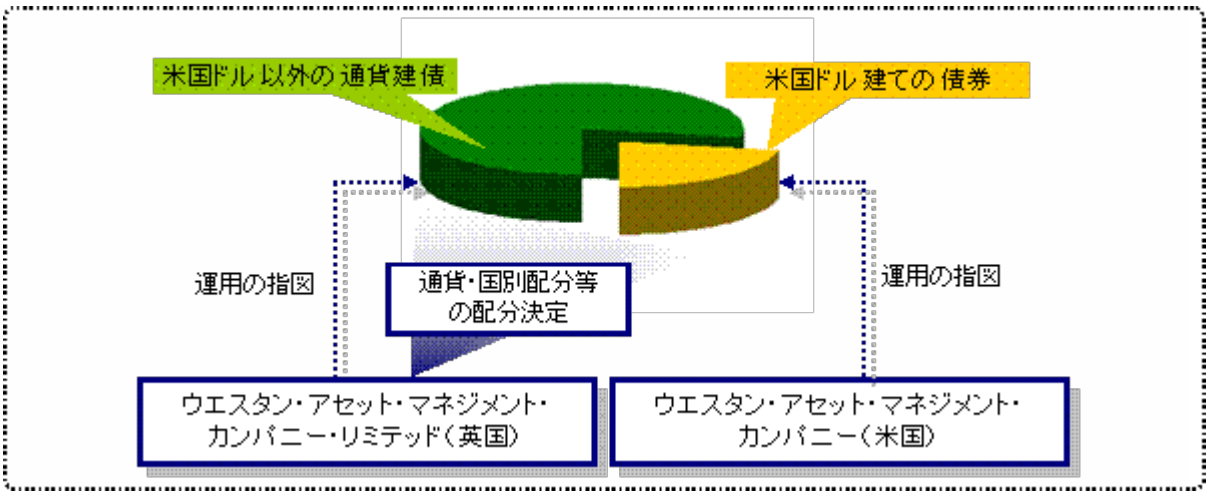

(2)【投資対象】

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第15条）

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に

掲げる権利

(1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

(5)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第１条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第２条第１項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(6)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第１条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第４条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(4)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(ハ)金銭債権

(ニ)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

②委託会社（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（約款第16条第１項）

１．転換社債の転換及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．コマーシャル・ペーパー

８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１.から７.までの証券または証券の性質を有するもの

９．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

10．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

11．外国法人が発行する譲渡性預金証書

12．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

14．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

15．外国の者に対する権利で上記14.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記１.の証券または証書、８.の証券または証書のうち１.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記２.から６.までの証券並びに８.の証券または証書のうち２.から６.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記９.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必

要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①のa.の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記①のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。（約款第16条第２項）

(3)【運用体制】

当ファンドの運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」が行います。

■当ファンドの運用体制

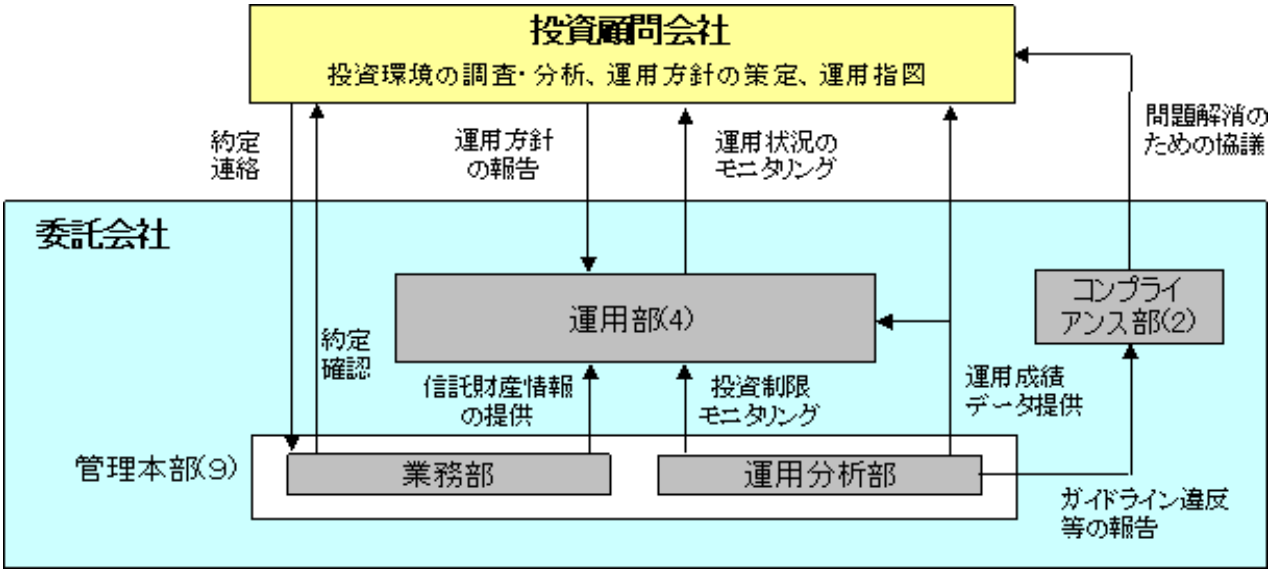

（注）（ ）は平成22年１月末現在の各部署に属する人数（管理本部は、上記業務に従事する人数）を示します。

①委託会社は、投資顧問会社との間で、当ファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。

②投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

③委託会社の運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

④委託会社の運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限に従った状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。

⑤委託会社では、運用の意思決定の監督は、東京運用委員会があたります。東京運用委員会は、投資責任者、ポートフォリオ・マネジャー及びファンドの運用に関係する各部門の責任者で構成され、議事内容は取締役会に報告されます。東京運用委員会は、月次で開催され、有価証券市場の状況認識・市場の方向性の予測、各ファンドの運用成績の点検、各ファンドの運用方針が適切に策定されているかの確認等を行います。

⑥上記の運用については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」に従って業務が遂行されます。

（参考）投資顧問会社の運用体制

当ファンドの運用は、レッグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に委託します。投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

＜ウエスタン・アセットの運用体制＞

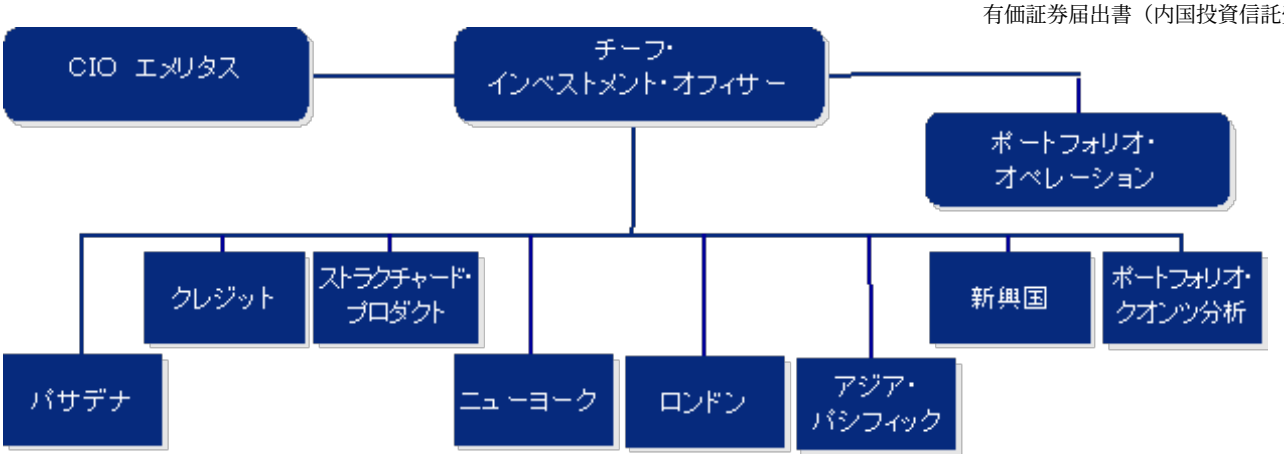

上記は、投資顧問会社２社を含めたウエスタン・アセットのグループ全体の運用体制を示したものです。
（注）ファンドの運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社への当ファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。

委託会社は、受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

(4)【分配方針】

①３ヵ月に１回（毎年３、６、９、12月の各18日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a.分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

b.収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

c.留保金の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

d.収益分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資契約」に基づいて再投資されます。なお、別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a.配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

b.売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

c.毎計算期間末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

信託財産の運用は、下記に掲げる法令及び約款等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

①株式等への投資制限（約款「運用の基本方針」、第16条第３項及び第19条）

a.株式への投資は転換社債の転換及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、株式及び投資信託証券（公社債投資信託証券を除きます。）への

投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

b.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

②投資する株式等の範囲（約款第18条）

a.委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（国内外の有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」及び第23条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）

外貨建資産への投資については特に制限を設けません。

⑤先物取引等の運用指図（約款第20条）

a.委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

b.委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

c.委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引の運用指図（約款第21条）

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第22条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債について下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

b.上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧資金の借入れ（約款第33条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b.上記a.の資金借入額は、下記(イ)から(ハ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

(イ)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

(ロ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
(ハ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

c.上記b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑨外国為替予約の指図（約款第25条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

b.上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c.上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第24条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪受託会社による資金の立替え（約款第35条）

a.信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

b.信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

c.上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑫同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

⑬デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

３【投資リスク】

(1)慎重な投資の判断を行うために、当ファンドの取得申込者には、当ファンドの投資目的及びリスクの認識が求められます。当ファンドは、主に外貨建公社債を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入債券の値動き及び為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。当ファンドの収益や投資利回り等は未確定であり、当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。

①為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、ファンドが保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

②金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

④外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑤デリバティブ活用のリスク

ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

⑥資金流出に伴う留意点

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑦収益分配に関する留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて毎決算期に委託会社が決定します。当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行いますが、これにより一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではありません。なお、委託会社の判断により、決算時に収益分配を行わない場合もあります。

⑧その他の留意点

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

(2)投資リスクに対する管理体制

①投資顧問会社におけるリスク管理体制

a.ファンドのリスク管理は、運用部から独立した専任のリスク管理チームが行います。リスク管理チームは、複数のリスク管理システムを用いて、ポートフォリオ毎のリスク特性等の分析・レポートの作成を行います。

b.運用担当者は、リスク管理チームが作成したレポートによってポートフォリオのリスク特性を確認することができます。また、有価証券の売買執行時には、発注内容が適正かどうかのコンプライアンス・モニタリングが行われます。

②委託会社におけるリスク管理体制

委託会社は、投資顧問会社がリスク管理体制を遵守しているか、モニタリングを行います。また、問題が発生した場合には、遅滞なくコンプライアンス・オフィサーに連絡され、必要な措置が講じられます。

（注）リスク管理体制等は、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額（１万口当たり）です。手数料率の上限は、1.05%（税抜1.00%）となっております。

＊ 申込手数料の詳細は販売会社にお問合せください。

＊ スイッチング時には、スイッチング申込受付日の翌営業日の取得ファンドの基準価額にスイッチング手数料率を乗じた額及び当該手数料に係る消費税等相当額がかかります。スイッチング手数料の上限は、0.21%（税抜0.20%）となっております。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の136.50（税抜130）の率を乗じて得た額とします。当該報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分については、信託財産の純資産総額に応じ、下記の通り

とします。

純資産総額	内訳		
	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分	0.5775%（税抜0.55%）	0.7350%（税抜0.70%）	0.0525%（税抜0.05%）
500億円超～1,000億円以下の部分	0.5250%（税抜0.50%）	0.7875%（税抜0.75%）	
1,000億円超～2,000億円以下の部分	0.4200%（税抜0.40%）	0.8925%（税抜0.85%）	
2,000億円超の部分	0.3675%（税抜0.35%）	0.9450%（税抜0.90%）	

②投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払いますので、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4)【その他の手数料等】

①信託財産中から支弁される主な諸経費は下記の通りです。

a.当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
b.先物取引・オプション取引等に要する費用
c.外貨建資産の保管等に要する費用
d.借入金の利息
e.信託財産に関する租税
f.受託会社の立替えた立替金の利息
g.信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

②上記①のa.からf.までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、発生のつど、あるいは毎計算期間末または信託終了のときに、実際に発生した金額が信託財産中から支弁されます。

③上記①のg.の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額を、毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。
なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

④a.からf.までに掲げる各費用については、運用状況等により変動するものであり、予めこれを見積もることが困難であるため、費用毎の金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を表示することはできません。

（注）当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。取扱いの内容は、今後、税制改正等により変更となる場合がありますのでご留意ください。詳細につきましては、税務専門家または税務署にご確認ください。

①個人の受益者に対する課税

a.収益分配時、一部解約時、償還時及び買取請求時

収益分配時	・収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金＊1について、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 平成23年12月31日まで　10%（所得税７%、地方税３%） 平成24年１月１日以降　20%（所得税15%、地方税５%） ・受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。

一部解約時 償還時 買取請求時	・一部解約、償還または買取請求による譲渡益（解約価額、償還価額または買取価額から取得費（お申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した額）が上場株式等の譲渡所得等として課税対象となり、同じ年に他の上場株式等の譲渡損益がある場合は合算した金額について、申告分離課税が適用されます。なお、適用される税率は次の通りです。 平成23年12月31日まで　10%（所得税７%、地方税３%） 平成24年１月１日以降　20%（所得税15%、地方税５%） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。

＊１　普通分配金と特別分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本＊２から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜受益者が収益分配金を受取る際＞

当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者毎の個別元本」と同額の場合、または「受益者毎の個別元本」を上回っている場合	➡	収益分配金の全額が普通分配金
当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者毎の個別元本」を下回っている場合	➡	収益分配金の範囲内で、その下回る部分の額が特別分配金、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金

＊２　個別元本について

個別元本は、受益者毎の買付時の基準価額（お申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

b.損益通算及び繰越控除

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、一定の条件の下で、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）から控除することができ、また、その年に控除しきれない損失については、翌年以降３年間にわたり、繰越控除の対象とすることができます。

c.配当控除制度の適用の有無について

配当控除の適用はありません。

（注）特定口座における課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、７%（平成24年１月１日以降は15%）の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。益金不算入制度は適用されません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ （為替ヘッジなし）

平成22年1月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	147,563,922	20.84
	ドイツ	134,618,376	19.02
	フランス	5,366,220	0.76
	イギリス	41,895,228	5.92
	オランダ	47,491,200	6.71
	ノルウェー	53,881,430	7.61
	ギリシャ	43,703,240	6.17
	ポーランド	45,786,642	6.47
	小計	520,306,258	73.50
社債券	アメリカ	36,349,867	5.13
	ドイツ	5,827,658	0.82
	イタリア	4,405,897	0.62
	オーストラリア	3,943,254	0.56
	イギリス	41,556,231	5.87
	オランダ	31,570,462	4.46
	スペイン	7,406,061	1.05
	ベルギー	7,565,785	1.07
	アイルランド	6,223,555	0.88
	チャネル諸島	8,299,060	1.17
	小計	153,147,830	21.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		34,488,714	4.87
合計(純資産総額)		707,942,802	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	資産の名称	取引所	買建／売建	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物	US 5YR 1003	CBOT	売建	93,858,747	△13.26
	US 10YR 1003	CBOT	売建	116,228,309	△16.42
	EB 5YR 1003	EUX	買建	73,256,639	10.35
	AU 10YR 1003	SFE	買建	24,829,660	3.51
	AU 3YR 1003	SFE	売建	65,720,030	△9.28
	UK 10YR 1003	LIFFE	売建	83,455,612	△11.79
債券オプション	TYH0 C 1003	CBOT	買建	201,982	0.03
	RXH0 C 1003	EUX	買建	614,950	0.09
	RXH0 P 1003	EUX	売建	179,985	△0.03

ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ （為替ヘッジあり）

平成22年1月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	205,650,163	12.58
	ドイツ	289,901,317	17.74
	フランス	131,354,403	8.04
	イギリス	148,191,364	9.07
	オランダ	79,620,767	4.87
	ノルウェー	110,738,869	6.78
	ギリシャ	95,008,926	5.81
	ポーランド	93,675,413	5.73
	小計	1,154,141,222	70.62
社債券	アメリカ	72,295,715	4.42
	ドイツ	5,827,658	0.36
	イタリア	37,765,826	2.31
	フランス	910,441	0.06
	オーストラリア	5,914,882	0.36
	イギリス	93,763,762	5.74
	オランダ	37,534,999	2.30
	スペイン	13,886,265	0.85
	ベルギー	12,737,246	0.78
	アイルランド	10,891,221	0.67
	ケイマン諸島	19,012,527	1.16
	チャネル諸島	9,395,163	0.57
	小計	319,935,705	19.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		160,264,824	9.80
合計(純資産総額)		1,634,341,751	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	資産の名称	取引所	買建／売建	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物	US 5YR 1003	CBOT	売建	125,144,996	△7.66
	US 2YR 1003	CBOT	買建	175,939,385	10.77
	US 10YR 1003	CBOT	売建	200,757,989	△12.28
	US 30YR 1003	CBOT	売建	53,034,432	△3.25
	ES 2YR 1003	EUX	買建	94,964,902	5.81
	EB 10YR 1003	EUX	買建	30,822,534	1.89
	AU 10YR 1003	SFE	買建	49,659,321	3.04
	AU 3YR 1003	SFE	売建	139,655,064	△8.55
	UK 10YR 1003	LIFFE	売建	183,602,347	△11.23
債券オプション	TYH0 C 1003	CBOT	買建	437,628	0.03
	RXH0 C 1003	EUX	買建	1,332,393	0.08
	RXH0 P 1003	EUX	売建	389,968	△0.02

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA （為替ヘッジなし）

a. 上位30銘柄

平成22年1月末現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	497,000.00	13,552.41 67,355,506	13,533.66 67,262,326	4.500000	2013/1/4	9.50
2	ノルウェー	国債証券	NORWAY GOVT	3,440,000.00	1,572.51 54,094,522	1,566.32 53,881,430	4.250000	2017/5/19	7.61
3	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT	350,000.00	13,605.66 47,619,815	13,568.91 47,491,200	5.000000	2012/7/15	6.71
4	イギリス	国債証券	UK TREASURY	270,000.00	15,608.59 42,143,206	15,516.75 41,895,228	5.000000	2012/3/7	5.92
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	470,000.00	8,894.24 41,802,943	8,784.83 41,288,729	3.375000	2019/11/15	5.83
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	400,000.00	9,745.68 38,982,742	9,790.54 39,162,162	4.875000	2012/6/30	5.53
7	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	1,200,000.00	2,931.02 35,172,339	2,961.64 35,539,743	5.750000	2022/9/23	5.02
8	ギリシャ	国債証券	HELLENICREPUBLIC	320,000.00	11,654.44 37,294,216	10,860.63 34,754,019	3.700000	2015/7/20	4.91
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	220,000.00	9,947.63 21,884,803	9,878.90 21,733,597	4.500000	2015/11/15	3.07
10	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	150,000.00	14,132.61 21,198,928	14,253.85 21,380,789	4.750000	2040/7/4	3.02
11	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	151,000.00	13,369.49 20,187,932	13,349.43 20,157,642	3.750000	2015/1/4	2.85
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	180,000.00	11,346.08 20,422,955	11,176.36 20,117,457	6.250000	2030/5/15	2.84
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	150,000.00	8,780.62 13,170,942	8,906.86 13,360,300	4.500000	2039/8/15	1.89
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	130,000.00	9,226.67 11,994,674	9,155.13 11,901,677	3.250000	2016/5/31	1.68
15	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	324,000.00	3,119.83 10,108,260	3,162.62 10,246,899	6.250000	2015/10/24	1.45
16	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	80,000.00	12,635.23 10,108,191	12,527.24 10,021,798	4.000000	2037/1/4	1.42
17	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	70,000.00	14,067.09 9,846,969	14,105.77 9,874,040	7.375000	2019/9/4	1.39
18	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	70,000.00	13,687.65 9,581,358	13,651.53 9,556,072	4.250000	2017/7/4	1.35
19	チャネル諸島	社債券	HSBC CAPITAL FDG FRN	53,000.00	15,383.37 8,153,189	15,658.60 8,299,060	8.208000	2049/6/30	1.17
20	ベルギー	社債券	FORTIS BANK SA/NV	55,000.00	13,476.44 7,412,045	13,755.97 7,565,785	5.757000	2017/10/4	1.07
21	スペイン	社債券	TELEFONICA EMISIONES SAU	50,000.00	14,901.43 7,450,716	14,812.12 7,406,061	5.375000	2018/2/2	1.05
22	オランダ	社債券	STANDARD LIFE FUNDING	55,000.00	12,520.87 6,886,481	13,136.06 7,224,834	6.140000	2049/6/29	1.02
23	アメリカ	社債券	MERRILL LYNCH	50,000.00	13,631.50 6,815,754	13,716.14 6,858,070	6.750000	2013/5/21	0.97
24	イギリス	社債券	STANDARD CHARTERED BANK	50,000.00	13,337.58 6,668,791	13,604.43 6,802,218	5.875000	2017/9/26	0.96
25	イギリス	社債券	BARCLAYS BANK PLC	50,000.00	13,110.30 6,555,150	13,090.69 6,545,345	4.250000	2011/10/27	0.92
26	イギリス	社債券	ALLIANC LEIC BLD	50,000.00	12,785.90 6,392,951	12,763.47 6,381,739	5.000000	2010/10/4	0.90
27	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP	50,000.00	12,871.78 6,435,891	12,747.76 6,373,883	5.125000	2019/10/23	0.90
28	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	47,000.00	13,300.68 6,251,322	13,276.06 6,239,749	3.750000	2017/1/4	0.88
29	アイルランド	社債券	GE CAPITAL UK FUNDING	40,000.00	15,499.39 6,199,758	15,558.88 6,223,555	5.875000	2012/11/1	0.88
30	イギリス	社債券	ROYAL BK OF SCOTLAND PLC	50,000.00	11,787.18 5,893,590	12,444.17 6,222,089	6.934000	2018/4/9	0.88

（注1）変動利付債券は平成22年1月末現在の利率です。

（注2）平成22年1月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注3）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成22年1月末現在

種類	投資比率（%）

国債証券	73.50
社債券	21.63
合計	95.13

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ （為替ヘッジあり）

a. 上位30銘柄

平成22年1月末現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率 (%)
1	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	1,107,000.00	13,286.79 147,084,864	13,349.43 147,778,211	3.750000	2015/1/4	9.04
2	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	1,030,000.00	12,762.85 131,457,395	12,752.85 131,354,403	3.000000	2015/10/25	8.04
3	イギリス	国債証券	UK TREASURY	840,000.00	15,608.59 131,112,199	15,516.75 130,340,710	5.000000	2012/3/7	7.98
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	1,400,000.00	8,898.45 124,578,317	8,784.83 122,987,705	3.375000	2019/11/15	7.53
5	ノルウェー	国債証券	NORWAY GOVT	7,070,000.00	1,572.51 111,176,823	1,566.32 110,738,869	4.250000	2017/5/19	6.78
6	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	653,000.00	13,575.91 88,650,717	13,575.66 88,649,085	4.250000	2014/1/4	5.42
7	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT	590,000.00	13,510.16 79,709,997	13,495.04 79,620,767	4.250000	2013/7/15	4.87
8	ギリシャ	国債証券	HELLENICREPUBLIC	710,000.00	11,654.44 82,746,542	10,860.63 77,110,480	3.700000	2015/7/20	4.72
9	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	2,550,000.00	2,931.02 74,741,220	2,961.64 75,521,955	5.750000	2022/9/23	4.62
10	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	340,000.00	14,132.61 48,050,905	14,253.85 48,463,122	4.750000	2040/7/4	2.97
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	350,000.00	11,346.08 39,711,301	11,176.36 39,117,277	6.250000	2030/5/15	2.39
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	410,000.00	9,456.37 38,771,124	9,416.03 38,605,728	5.000000	2011/2/15	2.36
13	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	574,000.00	3,119.83 17,907,843	3,162.62 18,153,458	6.250000	2015/10/24	1.11
14	イギリス	国債証券	UK TREASURY	101,000.00	15,986.08 16,145,949	15,852.36 16,010,891	5.000000	2014/9/7	0.98
15	イギリス	社債券	BARCLAYS BANK PLC	100,000.00	13,110.30 13,110,301	13,090.69 13,090,690	4.250000	2011/10/27	0.80
16	イギリス	社債券	ALLIANC LEIC BLD	100,000.00	12,785.90 12,785,902	12,763.47 12,763,478	5.000000	2010/10/4	0.78
17	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	90,000.00	14,067.09 12,660,389	14,105.77 12,695,194	7.375000	2019/9/4	0.78
18	オランダ	社債券	STANDARD LIFE FUNDING	95,000.00	12,520.87 11,894,831	13,136.06 12,479,259	6.140000	2049/6/29	0.76
19	アメリカ	社債券	UNICREDITO ITAL CAP FRN	100,000.00	10,805.74 10,805,746	11,941.87 11,941,875	5.396000	2049/10/29	0.73
20	イギリス	社債券	ROYAL BK SCOTLND	90,000.00	12,415.75 11,174,180	12,528.93 11,276,041	4.875000	2017/1/20	0.69
21	アイルランド	社債券	GE CAPITAL UK FUNDING	70,000.00	15,499.39 10,849,577	15,558.88 10,891,221	5.875000	2012/11/1	0.67
22	ギリシャ	国債証券	HELLENIC REPUBLIC INFL I	120,000.00	9,061.13 11,496,240	8,432.32 10,700,822	2.300000	2030/7/25	0.65
23	イギリス	社債券	BARCLAYS BANK PLC	70,000.00	13,479.52 9,435,665	13,424.03 9,396,826	5.250000	2014/5/27	0.57
24	チャネル諸島	社債券	HSBC CAPITAL FDG FRN	60,000.00	15,383.37 9,230,027	15,658.60 9,395,163	8.208000	2049/6/30	0.57
25	アメリカ	社債券	DEUTSCHE POSTBANK IV FRN	100,000.00	7,673.21 7,673,211	8,771.79 8,771,798	5.983000	2049/6/29	0.54
26	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP	63,000.00	14,014.23 8,828,971	13,918.88 8,768,898	6.375000	2018/5/2	0.54
27	イギリス	社債券	ROYAL&SUN ALLIANCE FRN	55,000.00	15,263.56 8,394,962	15,462.61 8,504,437	8.500000	2049/7/29	0.52
28	スペイン	社債券	SANTANDER FIN PFD	50,000.00	16,174.97 8,087,486	16,483.43 8,241,717	11.300000	2049/7/27	0.50
29	ケイマン諸島	社債券	THAMES WATER UTIL CAYMAN	60,000.00	13,619.16 8,171,496	13,590.03 8,154,022	6.125000	2013/2/4	0.50
30	オランダ	社債券	KPN NV	50,000.00	15,418.54 7,709,270	15,361.54 7,680,772	7.500000	2019/2/4	0.47

（注1）変動利付債券は平成22年1月末現在の利率です。

（注2）平成22年1月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注3）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成22年1月末現在

種類	投資比率（%）
国債証券	70.62
社債券	19.58
合計	90.20

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA （為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB （為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA （為替ヘッジなし）

平成22年1月末現在

種類	国名	取引所	銘柄名	売買区分	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額(円)	投資比率(%)
債券先物	アメリカ	CBOT	US 5YR 1003	売建	9	ドル	1,046,320.29	1,045,546.92	93,858,747	△13.26
	アメリカ	CBOT	US 10YR 1003	売建	11	ドル	1,281,960.03	1,294,734.43	116,228,309	△16.42
	ドイツ	EUX	EB 5YR 1003	買建	5	ユーロ	585,200.00	586,100.00	73,256,639	10.35
	オーストラリア	SFE	AU 10YR 1003	買建	3	オーストラリアドル	305,430.81	310,487.19	24,829,660	3.51
	オーストラリア	SFE	AU 3YR 1003	売建	8	オーストラリアドル	817,749.76	821,808.56	65,720,030	△9.28
	イギリス	LIFFE	UK 10YR 1003	売建	5	ポンド	575,794.00	576,550.00	83,455,612	△11.79
債券オプション	アメリカ	CBOT	TYHO C 1003	買建	24	ドル	13,125.12	2,250.00	201,982	0.03
	ドイツ	EUX	RXHO C 1003	買建	12	ユーロ	3,867.60	4,920.00	614,950	0.09
	ドイツ	EUX	RXHO P 1003	売建	12	ユーロ	2,252.40	1,440.00	179,985	△0.03

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（注3）評価額は、平成22年1月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB （為替ヘッジあり）

平成22年1月末現在

種類	国名	取引所	銘柄名	売買区分	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額(円)	投資比率(%)
債券先物	アメリカ	CBOT	US 5YR 1003	売建	12	ドル	1,395,093.72	1,394,062.56	125,144,996	△7.66
	アメリカ	CBOT	US 2YR 1003	買建	9	ドル	1,958,343.75	1,959,890.67	175,939,385	10.77
	アメリカ	CBOT	US 10YR 1003	売建	19	ドル	2,217,383.44	2,236,359.47	200,757,989	△12.28
	アメリカ	CBOT	US 30YR 1003	売建	5	ドル	594,687.50	590,781.25	53,034,432	△3.25
	ドイツ	EUX	ES 2YR 1003	買建	7	ユーロ	758,450.00	759,780.00	94,964,902	5.81
	ドイツ	EUX	EB 10YR 1003	買建	2	ユーロ	244,864.60	246,600.00	30,822,534	1.89
	オーストラリア	SFE	AU 10YR 1003	買建	6	オーストラリアドル	610,861.62	620,974.38	49,659,321	3.04
	オーストラリア	SFE	AU 3YR 1003	売建	17	オーストラリアドル	1,737,718.24	1,746,343.19	139,655,064	△8.55
	イギリス	LIFFE	UK 10YR 1003	売建	11	ポンド	1,267,378.00	1,268,410.00	183,602,347	△11.23
債券オプション	アメリカ	CBOT	TYHO C 1003	買建	52	ドル	28,437.76	4,875.00	437,628	0.03
	ドイツ	EUX	RXHO C 1003	買建	26	ユーロ	8,379.80	10,660.00	1,332,393	0.08
	ドイツ	EUX	RXHO P 1003	売建	26	ユーロ	4,880.20	3,120.00	389,968	△0.02

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（注3）評価額は、平成22年1月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA （為替ヘッジなし）

期間末	純資産総額(円)（分配落）	純資産総額(円)（分配付）	基準価額(円)（分配落）	基準価額(円)（分配付）
第 1特定期間 (平成11年 6月18日)	17,394,820,943	17,527,756,118	9,160	9,230
第 2特定期間 (平成11年12月20日)	8,484,524,329	8,608,982,976	7,213	7,293
第 3特定期間 (平成12年 6月19日)	6,691,469,556	6,691,469,556	7,002	7,002
第 4特定期間 (平成12年12月18日)	5,447,226,362	5,447,226,362	6,615	6,615
第 5特定期間 (平成13年 6月18日)	4,717,185,545	4,717,185,545	7,388	7,388
第 6特定期間 (平成13年12月18日)	4,985,247,092	4,985,247,092	8,344	8,344
第 7特定期間 (平成14年 6月18日)	4,801,276,733	4,895,376,490	8,348	8,508
第 8特定期間 (平成14年12月18日)	3,826,359,324	3,903,380,224	8,945	9,105
第 9特定期間 (平成15年 6月18日)	2,586,803,665	2,635,403,048	10,375	10,535
第10特定期間 (平成15年12月18日)	2,075,245,144	2,109,621,762	9,801	9,961
第11特定期間 (平成16年 6月18日)	1,849,901,312	1,880,812,544	9,688	9,848
第12特定期間 (平成16年12月20日)	1,796,952,605	1,825,570,915	10,287	10,447
第13特定期間 (平成17年 6月20日)	1,579,637,763	1,605,875,991	9,884	10,044
第14特定期間 (平成17年12月19日)	1,389,956,065	1,412,420,318	10,183	10,343
第15特定期間 (平成18年 6月19日)	1,289,310,930	1,309,924,636	10,330	10,490
第16特定期間 (平成18年12月18日)	1,300,892,494	1,320,117,868	10,986	11,146
第17特定期間 (平成19年 6月18日)	1,248,111,780	1,265,880,208	11,308	11,468
第18特定期間 (平成19年12月18日)	1,146,895,802	1,163,652,969	11,184	11,344
第19特定期間 (平成20年 6月18日)	1,100,550,196	1,116,681,095	10,948	11,108
第20特定期間 (平成20年12月18日)	765,788,814	780,955,655	8,263	8,423
第21特定期間 (平成21年 6月18日)	767,998,939	782,075,125	8,784	8,944
第22特定期間 (平成21年12月18日)	730,883,387	744,279,075	8,904	9,064
平成21年 1月末	687,900,341	－	7,527	－
2月末	714,139,277	－	8,060	－
3月末	741,597,977	－	8,308	－
4月末	753,007,360	－	8,474	－
5月末	780,193,883	－	8,842	－
6月末	788,135,245	－	9,009	－
7月末	791,073,910	－	9,148	－
8月末	782,311,598	－	9,118	－
9月末	782,311,811	－	9,114	－
10月末	788,221,767	－	9,399	－
11月末	749,112,985	－	9,076	－
12月末	753,756,840	－	9,149	－
平成22年 1月末	707,942,802	－	8,756	－

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

（注2）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ （為替ヘッジあり）

期間末	純資産総額(円)（分配落）	純資産総額(円)（分配付）	基準価額(円)（分配落）	基準価額(円)（分配付）
第 1特定期間 (平成11年 6月18日)	23,434,421,758	23,505,411,980	9,903	9,933
第 2特定期間 (平成11年12月20日)	21,078,674,229	21,224,694,976	9,258	9,318
第 3特定期間 (平成12年 6月19日)	17,165,606,151	17,284,619,285	8,965	9,025
第 4特定期間 (平成12年12月18日)	14,849,277,440	14,955,386,466	8,652	8,712
第 5特定期間 (平成13年 6月18日)	14,656,015,080	14,756,440,312	8,795	8,855
第 6特定期間 (平成13年12月18日)	12,621,135,180	12,709,670,078	8,916	8,976
第 7特定期間 (平成14年 6月18日)	6,400,127,696	6,450,857,585	8,736	8,796
第 8特定期間 (平成14年12月18日)	6,025,610,414	6,067,445,281	8,771	8,831
第 9特定期間 (平成15年 6月18日)	5,501,045,403	5,538,910,831	9,055	9,115
第10特定期間 (平成15年12月18日)	5,126,897,360	5,161,631,916	8,913	8,973
第11特定期間 (平成16年 6月18日)	4,784,251,410	4,817,672,066	8,892	8,952
第12特定期間 (平成16年12月20日)	4,426,698,409	4,457,583,235	8,941	9,001
第13特定期間 (平成17年 6月20日)	3,501,082,397	3,525,849,716	8,926	8,986
第14特定期間 (平成17年12月19日)	3,096,011,867	3,117,659,229	8,763	8,823
第15特定期間 (平成18年 6月19日)	2,594,786,877	2,613,917,314	8,452	8,512
第16特定期間 (平成18年12月18日)	2,503,753,522	2,521,752,173	8,420	8,480
第17特定期間 (平成19年 6月18日)	2,315,948,362	2,333,445,124	8,017	8,077
第18特定期間 (平成19年12月18日)	2,226,461,216	2,243,246,741	7,965	8,025
第19特定期間 (平成20年 6月18日)	1,915,063,755	1,930,415,102	7,494	7,554
第20特定期間 (平成20年12月18日)	1,586,927,553	1,600,401,346	7,331	7,391
第21特定期間 (平成21年 6月18日)	1,574,808,615	1,587,620,346	7,398	7,458
第22特定期間 (平成21年12月18日)	1,628,145,916	1,640,544,773	7,905	7,965
平成21年 1月末	1,559,145,474	－	7,264	－
2月末	1,542,432,158	－	7,199	－
3月末	1,527,878,761	－	7,111	－
4月末	1,555,091,201	－	7,255	－
5月末	1,571,698,315	－	7,341	－
6月末	1,593,730,726	－	7,473	－
7月末	1,613,185,617	－	7,665	－
8月末	1,610,104,455	－	7,742	－
9月末	1,622,930,917	－	7,808	－
10月末	1,616,834,284	－	7,820	－
11月末	1,626,019,460	－	7,885	－
12月末	1,624,918,633	－	7,875	－
平成22年 1月末	1,634,341,751	－	7,947	－

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

（注2）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA （為替ヘッジなし）

期間	分配金（円）
第 1特定期間 （自 平成11年 2月19日 至 平成11年 6月18日）	70
第 2特定期間 （自 平成11年 6月19日 至 平成11年12月20日）	80
第 3特定期間 （自 平成11年12月21日 至 平成12年 6月19日）	0
第 4特定期間 （自 平成12年 6月20日 至 平成12年12月18日）	0
第 5特定期間 （自 平成12年12月19日 至 平成13年 6月18日）	0
第 6特定期間 （自 平成13年 6月19日 至 平成13年12月18日）	0
第 7特定期間 （自 平成13年12月19日 至 平成14年 6月18日）	160
第 8特定期間 （自 平成14年 6月19日 至 平成14年12月18日）	160
第 9特定期間 （自 平成14年12月19日 至 平成15年 6月18日）	160
第10特定期間 （自 平成15年 6月19日 至 平成15年12月18日）	160
第11特定期間 （自 平成15年12月19日 至 平成16年 6月18日）	160
第12特定期間 （自 平成16年 6月19日 至 平成16年12月20日）	160
第13特定期間 （自 平成16年12月21日 至 平成17年 6月20日）	160
第14特定期間 （自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月19日）	160
第15特定期間 （自 平成17年12月20日 至 平成18年 6月19日）	160
第16特定期間 （自 平成18年 6月20日 至 平成18年12月18日）	160
第17特定期間 （自 平成18年12月19日 至 平成19年 6月18日）	160
第18特定期間 （自 平成19年 6月19日 至 平成19年12月18日）	160
第19特定期間 （自 平成19年12月19日 至 平成20年 6月18日）	160
第20特定期間 （自 平成20年 6月19日 至 平成20年12月18日）	160
第21特定期間 （自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日）	160
第22特定期間 （自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日）	160

（注）分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金（1万口当たり）の合計金額を記載しております。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB （為替ヘッジあり）

期間	分配金（円）
第 1特定期間 （自 平成11年 2月19日 至 平成11年 6月18日）	30
第 2特定期間 （自 平成11年 6月19日 至 平成11年12月20日）	60
第 3特定期間 （自 平成11年12月21日 至 平成12年 6月19日）	60
第 4特定期間 （自 平成12年 6月20日 至 平成12年12月18日）	60
第 5特定期間 （自 平成12年12月19日 至 平成13年 6月18日）	60
第 6特定期間 （自 平成13年 6月19日 至 平成13年12月18日）	60
第 7特定期間 （自 平成13年12月19日 至 平成14年 6月18日）	60
第 8特定期間 （自 平成14年 6月19日 至 平成14年12月18日）	60
第 9特定期間 （自 平成14年12月19日 至 平成15年 6月18日）	60
第10特定期間 （自 平成15年 6月19日 至 平成15年12月18日）	60
第11特定期間 （自 平成15年12月19日 至 平成16年 6月18日）	60
第12特定期間 （自 平成16年 6月19日 至 平成16年12月20日）	60
第13特定期間 （自 平成16年12月21日 至 平成17年 6月20日）	60
第14特定期間 （自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月19日）	60
第15特定期間 （自 平成17年12月20日 至 平成18年 6月19日）	60
第16特定期間 （自 平成18年 6月20日 至 平成18年12月18日）	60
第17特定期間 （自 平成18年12月19日 至 平成19年 6月18日）	60
第18特定期間 （自 平成19年 6月19日 至 平成19年12月18日）	60
第19特定期間 （自 平成19年12月19日 至 平成20年 6月18日）	60
第20特定期間 （自 平成20年 6月19日 至 平成20年12月18日）	60
第21特定期間 （自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日）	60
第22特定期間 （自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日）	60

（注）分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金（1万口当たり）の合計金額を記載しております。

③【収益率の推移】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA （為替ヘッジなし）

期間		収益率（%）
第 1特定期間	（自 平成11年 2月19日 至 平成11年 6月18日）	△7.70
第 2特定期間	（自 平成11年 6月19日 至 平成11年12月20日）	△20.38
第 3特定期間	（自 平成11年12月21日 至 平成12年 6月19日）	△2.93
第 4特定期間	（自 平成12年 6月20日 至 平成12年12月18日）	△5.53
第 5特定期間	（自 平成12年12月19日 至 平成13年 6月18日）	11.69
第 6特定期間	（自 平成13年 6月19日 至 平成13年12月18日）	12.94
第 7特定期間	（自 平成13年12月19日 至 平成14年 6月18日）	1.97
第 8特定期間	（自 平成14年 6月19日 至 平成14年12月18日）	9.07
第 9特定期間	（自 平成14年12月19日 至 平成15年 6月18日）	17.78
第10特定期間	（自 平成15年 6月19日 至 平成15年12月18日）	△3.99
第11特定期間	（自 平成15年12月19日 至 平成16年 6月18日）	0.48
第12特定期間	（自 平成16年 6月19日 至 平成16年12月20日）	7.83
第13特定期間	（自 平成16年12月21日 至 平成17年 6月20日）	△2.36
第14特定期間	（自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月19日）	4.64
第15特定期間	（自 平成17年12月20日 至 平成18年 6月19日）	3.01
第16特定期間	（自 平成18年 6月20日 至 平成18年12月18日）	7.90
第17特定期間	（自 平成18年12月19日 至 平成19年 6月18日）	4.39
第18特定期間	（自 平成19年 6月19日 至 平成19年12月18日）	0.32
第19特定期間	（自 平成19年12月19日 至 平成20年 6月18日）	△0.68
第20特定期間	（自 平成20年 6月19日 至 平成20年12月18日）	△23.06
第21特定期間	（自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日）	8.24
第22特定期間	（自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日）	3.19

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB （為替ヘッジあり）

期間		収益率（%）
第 1特定期間	（自 平成11年 2月19日 至 平成11年 6月18日）	△0.67
第 2特定期間	（自 平成11年 6月19日 至 平成11年12月20日）	△5.91
第 3特定期間	（自 平成11年12月21日 至 平成12年 6月19日）	△2.52
第 4特定期間	（自 平成12年 6月20日 至 平成12年12月18日）	△2.82
第 5特定期間	（自 平成12年12月19日 至 平成13年 6月18日）	2.35
第 6特定期間	（自 平成13年 6月19日 至 平成13年12月18日）	2.06
第 7特定期間	（自 平成13年12月19日 至 平成14年 6月18日）	△1.35
第 8特定期間	（自 平成14年 6月19日 至 平成14年12月18日）	1.09
第 9特定期間	（自 平成14年12月19日 至 平成15年 6月18日）	3.92
第10特定期間	（自 平成15年 6月19日 至 平成15年12月18日）	△0.91
第11特定期間	（自 平成15年12月19日 至 平成16年 6月18日）	0.44
第12特定期間	（自 平成16年 6月19日 至 平成16年12月20日）	1.23
第13特定期間	（自 平成16年12月21日 至 平成17年 6月20日）	0.50
第14特定期間	（自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月19日）	△1.15
第15特定期間	（自 平成17年12月20日 至 平成18年 6月19日）	△2.86
第16特定期間	（自 平成18年 6月20日 至 平成18年12月18日）	0.33
第17特定期間	（自 平成18年12月19日 至 平成19年 6月18日）	△4.07
第18特定期間	（自 平成19年 6月19日 至 平成19年12月18日）	0.10
第19特定期間	（自 平成19年12月19日 至 平成20年 6月18日）	△5.16
第20特定期間	（自 平成20年 6月19日 至 平成20年12月18日）	△1.37
第21特定期間	（自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日）	1.73
第22特定期間	（自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日）	7.66

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

６【手続等の概要】

(1)申込手続等

①お申込期間

申込受付不可日[*1]を除く、販売会社の営業日[*2]にてお申込みを受付けます。

＊1 取得申込受付日が、ロンドンの銀行の休業日の場合には、販売会社の営業日であっても、取得申込は受付けません。

＊2 原則として、午後３時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日のお申込受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとします。

⇒ 委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他のやむを得ない事情があるときは、当ファンドの取得申込の受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込を取消すことができます。

⇒ 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

②お申込みの取扱場所並びに払込取扱場所

下記の販売会社の本・支店、営業所等においてお申込み及び払込みを取扱います。

日興コーディアル証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

（注）販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、ファンドを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

③お申込コース

当ファンドは自動けいぞく投資コースのみ取扱います。

自動けいぞく投資コース＊　収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で再投資されるコース

販売会社と定期引出契約＊を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を受取ることが可能となる場合があります。

＊ 販売会社は、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

④お申込単位

新規でお申込みの場合　　５０万円以上１円単位

追加でお申込みの場合　　１万円以上１円単位

スイッチングでお申込みの場合　　１万円以上１円単位＊

スイッチングとは、「ポートフォリオＡ」と「ポートフォリオＢ」との間で、一方のファンドの一部解約または買取請求（換金）と他方のファンドの取得申込を同時に行う（買付）ことをいいます。

ただし、収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込に限り、１口単位で取得することができます。

＊ 保有するファンドのすべてを解約請求または買取請求した場合の手取金をもって、スイッチングを行う場合は、１円以上１円単位でお申込みいただけます。

⑤お申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額＊

ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

＊ 基準価額は、「７ 管理及び運営の概要」をご参照ください。

⑥お申込手数料

「４ 手数料等及び税金」をご参照ください。

(2)換金手続等

換金については、解約請求と買取請求の２つの方法があります。

＜解約請求＞

①一部解約の実行の請求

申込受付不可日[*1]を除く、販売会社の営業日[*2]に一部解約の実行の請求（以下「一部解約請求」ということがあります。）を受付けます。なお、受益者が一部解約請求を行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもっ

て行うものとします。

＊1 一部解約請求の受付日が、ロンドンの銀行の休業日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求のお申込みは受付けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

＊2 原則として、午後3時までに一部解約請求のお申込みが行われ、かつ当該申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求のお申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

なお、一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当該信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⇒ 委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求のお申込みの受付を取消すことができます。

②一部解約請求の単位

１口単位

③一部解約の手数料

手数料はありません。

④一部解約の価額

一部解約請求の受付日（以下「解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額

⑤一部解約金の支払い

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から、販売会社においてお支払いします。

＜買取請求＞

①買取りの請求

申込受付不可日＊1を除く、販売会社の毎営業日＊2に受益権を買取ります。

＊1 ロンドンの銀行の休業日の場合には、販売会社の営業日であっても、買取りの請求（以下「買取請求」ということがあります。）は受付けません。

＊2 原則として、午後3時までに買取請求が行われ、かつ当該請求に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの買取請求について、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

⇒ 販売会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある時は、買取請求の受付を中止すること及びすでに受付けた買取請求を取消すことができます。

②買取請求の単位

１口単位

③買取りの手数料

手数料はありません。

④買取価額

買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします（当該販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額は、免除されることがあります。

⑤買取代金の支払い

買取代金は、原則として買取請求受付日から起算して５営業日目から、販売会社においてお支払いします。

＊ 買取請求による換金の詳細については、販売会社にお問合せください。

７【管理及び運営の概要】

(1)資産の評価

①受益権1口当たりの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等でのご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（当該新聞上では、当ファンドは「ユーロＡ」「ユーロＢ」の略称にて記載されています。）に掲載されます。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
インターネットのホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp

有価証券等の評価基準及び評価方法等

国債証券 特殊債券 社債券	法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。
先物取引 オプション取引	法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

②委託会社は、投信法の規定に基づき６ヵ月毎（毎年６月及び12月の計算期間末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該ファンドに係る知られたる受益者に対して販売会社を通して交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって６ヵ月毎（毎年６月及び12月の計算期間末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

(2)信託期間

信託期間は、原則として無期限です。

＊ ただし、下記「(5)繰上償還」の規定等により信託を終了させる場合があります。

(3)計算期間

計算期間は、原則として毎年３月19日から６月18日まで、６月19日から９月18日まで、９月19日から12月18日まで、12月19日から翌年３月18日までとします。

＊ 各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(4)分配金及び償還金の支払い

①分配金

分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資に係る受益権の売付けを無手数料で行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。

②償還金

償還金は、原則として信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払われます。

(5)繰上償還

①委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②以下のいずれかの場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

・各ファンドの受益権の総口数が１０億口を下回った場合
・受益者のため有利であると認めるとき
・やむを得ない事情が発生したとき
・委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき
・受託者の辞任または解任の後、委託会社が新受託者を選任できないとき
・監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

(6)信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

(7)繰上償還及び約款変更の手続き

①委託会社、信託契約の解約（繰上償還）または信託約款の変更（その内容が重大なものに限ります。以下、本(7)において同じ。）を行う場合において、あらかじめ、解約または変更を行おうとする旨及びその内容を公告

＊し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

②当該解約または当該変更を行うことに対し、受益者で異議のある者は一定の期間内（１ヵ月以上）に委託会社に対して異議を述べることができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、当該解約または当該変更を行いません。

③当該解約または当該変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告＊し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

④繰上償還の手続きにおける上記②から③までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②の一定の期間が１ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

⑤上記②に基づき一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

＊ すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(8)公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載されます。

第２【財務ハイライト情報】

以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第４ ファンドの経理状況」に記載されている財務諸表から抜粋して記載したものです。当該財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、監査報告書は有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第４ ファンドの経理状況」の財務諸表に添付されております。

【ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ （為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成21年6月18日現在)	当期 (平成21年12月18日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	19,042,142	19,231,133
金銭信託	―	766,451
コール・ローン	26,348,746	90,832,849
国債証券	422,230,795	444,052,344
特殊債券	94,044,571	―
社債券	162,165,970	152,473,530
コール・オプション（買）	396,554	1,171,679
派生商品評価勘定	31,733,451	9,353,472
未収入金	2,253,819	―
未収利息	15,686,281	10,655,970
前払費用	1,188,935	2,510,192
差入委託証拠金	43,214,802	25,028,615
流動資産合計	818,306,066	756,076,235
資産合計	818,306,066	756,076,235
負債の部		
流動負債		
プット・オプション（売）	718,337	468,667
派生商品評価勘定	36,008,577	14,405,950
未払金	232,325	―
未払収益分配金	6,994,765	6,566,870
未払解約金	3,639,323	1,019,207
未払受託者報酬	100,735	101,367
未払委託者報酬	2,518,286	2,534,030
その他未払費用	94,779	96,757
流動負債合計	50,307,127	25,192,848
負債合計	50,307,127	25,192,848
純資産の部		
元本等		
元本	874,345,638	820,858,848
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△106,346,699	△89,975,461
（分配準備積立金）	152,522,161	141,249,753
純資産合計	767,998,939	730,883,387
負債純資産合計	818,306,066	756,076,235

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日)	当期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)
営業収益		
受取利息	17,311,339	17,175,181
有価証券売買等損益	△10,755,918	33,832,962
派生商品取引等損益	14,176,932	11,106,119
為替差損益	43,913,929	△31,225,303

その他収益	317,089	241,116
営業収益合計	64,963,371	31,130,075
営業費用		
受託者報酬	194,683	205,300
委託者報酬	4,866,974	5,132,351
その他費用	358,604	335,359
営業費用合計	5,420,261	5,673,010
営業利益	59,543,110	25,457,065
経常利益	59,543,110	25,457,065
当期純利益	59,543,110	25,457,065
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	209,138	728,087
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△160,985,767	△106,346,699
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,518,485	6,435,675
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,518,485	6,435,675
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,137,203	1,397,727
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,137,203	1,397,727
分配金	14,076,186	13,395,688
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△106,346,699	△89,975,461

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	前期 (自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日)	当期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券・特殊債券・社債券 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引・オプション取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 (2)為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	(1)先物取引・オプション取引 同左 (2)為替予約取引 同左
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

【LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB （為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成21年6月18日現在)	当期 (平成21年12月18日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	21,402,086	35,720,881

コール・ローン	17,325,906	62,493,476
国債証券	1,113,920,757	1,189,982,321
社債券	421,491,430	310,208,578
コール・オプション（買）	―	2,538,638
派生商品評価勘定	11,275,371	49,239,280
未収入金	3,165,759	65,213,307
未収利息	27,611,190	21,687,957
前払費用	4,914,409	6,076,791
差入委託証拠金	88,783,736	28,874,135
流動資産合計	1,709,890,644	1,772,035,364
資産合計	1,709,890,644	1,772,035,364
負債の部		
流動負債		
プット・オプション（売）	683,622	1,015,446
派生商品評価勘定	119,965,140	8,022,348
未払金	―	122,947,108
未払収益分配金	6,385,867	6,179,121
未払解約金	2,524,123	―
未払受託者報酬	204,940	212,465
未払委託者報酬	5,123,459	5,311,633
その他未払費用	194,878	201,327
流動負債合計	135,082,029	143,889,448
負債合計	135,082,029	143,889,448
純資産の部		
元本等		
元本	2,128,622,379	2,059,707,328
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△553,813,764	△431,561,412
（分配準備積立金）	360,648,098	368,430,388
純資産合計	1,574,808,615	1,628,145,916
負債純資産合計	1,709,890,644	1,772,035,364

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日)	当期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)
営業収益		
受取利息	35,568,396	34,807,826
有価証券売買等損益	△18,758,346	71,322,771
派生商品取引等損益	27,508,788	23,394,843
為替差損益	△6,375,283	△2,158,737
その他収益	620,842	3,245,899
営業収益合計	38,564,397	130,612,602
営業費用		
受託者報酬	408,001	425,241
委託者報酬	10,199,861	10,631,059
その他費用	629,997	651,723
営業費用合計	11,237,859	11,708,023
営業利益	27,326,538	118,904,579
経常利益	27,326,538	118,904,579
当期純利益	27,326,538	118,904,579
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	656,581	1,696,715
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△577,709,569	△553,813,764
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,781,679	20,381,072
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,781,679	20,381,072
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,744,100	2,937,727
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,744,100	2,937,727
分配金	12,811,731	12,398,857

期末剰余金又は期末欠損金（△）	△553,813,764	△431,561,412

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	前期 (自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日)	当期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券・社債券 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引・オプション取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 (2)為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	(1)先物取引・オプション取引 同左 (2)為替予約取引 同左
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

第３【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益権の帰属と受益証券の不発行

①当ファンドのすべての受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

②委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(2)名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(3)受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

(4)受益権の譲渡に係る記載または記録

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8)質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第４【ファンドの詳細情報の項目】

当ファンドの有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」及び投資信託説明書（請求目論見書）に記載している項目は以下の通りです。また、「第２ 手続等」及び「第３ 管理及び運営」の内容を要約したものと「第４ ファンドの経理状況」の財務諸表から抜粋したものは、有価証券届出書「第二部 ファンド情報」に記載されており、本文書でご覧になることができます。

第１　ファンドの沿革
第２　手続等
１　申込（販売）手続等
２　換金（解約）手続等
第３　管理及び運営
１　資産管理等の概要
(1)資産の評価
(2)保管
(3)信託期間
(4)計算期間
(5)その他
２　受益者の権利等
第４　ファンドの経理状況
１　財務諸表
２　ファンドの現況
第５　設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第１【ファンドの沿革】

平成11年２月19日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始
平成18年１月１日 当ファンドの名称変更
（「ソロモン・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）」から「LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）」に、「ソロモン・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）」から「LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）」に変更）
平成18年６月30日 当ファンドの投資顧問会社の変更
（「レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に変更）

第２【手続等】

１【申込（販売）手続等】

(1)下記の販売会社の本・支店、営業所等においてお申込み及び払込みを取扱います。
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(2)取得申込の受付は、継続申込期間中の受付不可日＊1を除く、販売会社の営業日＊2に行われます。
＊1 ロンドンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込は受付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）
＊2 原則として、午後３時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、当ファンドの取得申込の受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。
なお、受益権の取得申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の受益権の取得申込を撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得申込を撤回しない場合には、当該受益権の取得申込価額は、当該受付中止を解除した最初の基準価額の計算日に受益権の取得申込を受付けたものとして、下記(7)の規定に準じて計算された価額とします。
(注)取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(3)当ファンドは、収益分配を行ったとき、税金を差引いた後に無手数料で再投資する自動けいぞく投資コース専用ファンドです。

(4)当ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込を行います。また、受益権の取得申込者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約＊を締結していただきます。この契約に基づき、収益分配金は、税引後、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。
投資家は、販売会社が定めた金額以上でお客様が指定する金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取

得することとなります。）

販売会社と定期引出契約＊を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を受取ることが可能となる場合があります。

＊ 販売会社は、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(5)お申込単位は、新規でお申込みいただく場合は、50万円以上１円単位です。受益権をすでに保有する受益者が追加でお申込みいただく場合は、１万円以上１円単位です。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合に限り、１口単位で取得することができます。

(6)上記(5)にかかわらず、「ポートフォリオＡ」と「ポートフォリオＢ」の間でスイッチングを行う際の申込単位は、１万円以上１円単位です。ただし、保有する受益権をすべて一部解約請求または買取請求した場合の手取代金をもってスイッチングを行う場合には、１円以上１円単位で取得することができます。ただし、スイッチングの受付日が、ロンドンの銀行の休業日の場合には、販売会社の営業日であってもスイッチングのお申込みは受付けません。

(7)お申込価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(8)申込手数料がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該申込手数料はかかりません。申込手数料につきましては、販売会社にお問合せください。

２【換金（解約）手続等】

(1)当ファンドのご換金のお申込みは、販売会社で受付けます。

(2)一部解約請求の受付は、受付不可日＊１を除く、販売会社の営業日＊２に行われます。

＊１ ロンドンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求は受付けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

＊２ 原則として、午後３時までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消すことができます。
なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

(注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。

(注)一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(3)一部解約請求の単位は、１口単位です。

(4)一部解約の価額は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。

(5)一部解約に手数料はかかりません。

(6)一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として５営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

(7)買取請求の受付は、受付不可日＊１を除く、販売会社の営業日＊２に行われます。

＊１ ロンドンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、買取請求は受付けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

＊２ 原則として、午後３時までに買取請求が行われ、かつ当該買取請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの買取請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)販売会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益権の買取りを中止すること及びすでに受付けた買取りの請求の受付を取消すことができます。その場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、下記(9)に準じて計算された価額とします。

(8)買取請求の単位は、１口単位です。

(9)買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。（当該販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額は、免除されることがあります。）詳細については、販売会社にお問合せください。

(10)買取請求に手数料はかかりません。

(11)買取代金は、買取請求の受付日から起算して５営業日目から、販売会社においてお支払いします。

第３【管理及び運営】

１【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①資産の評価方法

受益権１口当たりの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

a.国債証券・特殊債券・社債券　法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。

b.先物取引・オプション取引　法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。

c.外貨建資産　原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

d.為替予約取引　原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

②追加信託金の計算について

a.追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

b.収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金＊1は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等＊2に応じて計算されるものとします。

＊1　「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

＊2　「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

③基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等でのご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：「ユーロＡ」「ユーロＢ」）されます。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
インターネットのホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp

④運用報告書等

委託会社は、投信法の規定に基づき６ヵ月毎（毎年６月及び12月の計算期間末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通

じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって６ヵ月毎（毎年６月及び12月の計算期間末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、無期限です。ただし、下記(5)の①のa.及びb.、②のa.、③のa.並びに⑤のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

①原則として、毎年３月19日から６月18日まで、６月19日から９月18日まで、９月19日から12月18日まで、12月19日から翌年３月18日までとします。

②上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

a.委託会社は、信託契約終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b.委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

c.委託会社は、上記a.及びb.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

d.上記c.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

e.上記d.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.及びb.の信託契約の解約を行いません。

f.委託会社は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

g.上記d.からf.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

a.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

b.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

a.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

b.上記a.の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記⑥のd.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

a.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡

することがあります。

b.委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託者の辞任及び解任に伴う取扱い

a.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託会社が受託者を辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定にしたがい、新受託者を選任します。

b.委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更

a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

b.委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

c.上記b.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d.上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更は行いません。

e.委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

⑦公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑧反対者の買取請求権

上記①に規定する信託契約の解約または上記⑥に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記①のd.または上記⑥のc.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑨関係法人との契約の更改に関する手続

a.受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。

b.販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

c.投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部変更または当契約を解約することができます。

⑩当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

２【受益者の権利等】

①収益分配金の請求権

a.受益者は、当ファンドに係る収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

b.収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを無手数料で行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。

②償還金の請求権

a.受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

b.償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

c.償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

d.受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③換金（解約及び買取り）請求権

a.受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、１口単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。また、受益者は、販売会社に、１口単位をもって買取りを請求する権利を有します。

b.一部解約金及び買取代金は、換金請求受付日から起算して、原則として、５営業日目から受益者に支払われます。

c.一部解約金及び買取代金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

④信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

⑤異議申立を行った受益者の買取請求権

上記④に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第４【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号）(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年12月19日から平成21年6月18日まで）及び当特定期間（平成21年6月19日から平成21年12月18日まで）について内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年12月19日から平成21年6月18日まで）及び当特定期間（平成21年6月19日から平成21年12月18日まで）について内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年12月19日から平成21年6月18日まで）及び当特定期間（平成21年6月19日から平成21年12月18日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ （為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成21年6月18日現在)	当期 (平成21年12月18日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	19,042,142	19,231,133
金銭信託	―	766,451
コール・ローン	26,348,746	90,832,849
国債証券	422,230,795	444,052,344
特殊債券	94,044,571	―
社債券	162,165,970	152,473,530
コール・オプション（買）	396,554	1,171,679
派生商品評価勘定	31,733,451	9,353,472
未収入金	2,253,819	―
未収利息	15,686,281	10,655,970
前払費用	1,188,935	2,510,192
差入委託証拠金	43,214,802	25,028,615
流動資産合計	818,306,066	756,076,235
資産合計	818,306,066	756,076,235
負債の部		
流動負債		
プット・オプション（売）	718,337	468,667
派生商品評価勘定	36,008,577	14,405,950
未払金	232,325	―
未払収益分配金	6,994,765	6,566,870
未払解約金	3,639,323	1,019,207
未払受託者報酬	100,735	101,367
未払委託者報酬	2,518,286	2,534,030
その他未払費用	94,779	96,757
流動負債合計	50,307,127	25,192,848
負債合計	50,307,127	25,192,848
純資産の部		
元本等		
元本	874,345,638	820,858,848
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△106,346,699	△89,975,461
（分配準備積立金）	152,522,161	141,249,753
純資産合計	767,998,939	730,883,387
負債純資産合計	818,306,066	756,076,235

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日)	当期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)
営業収益		
受取利息	17,311,339	17,175,181
有価証券売買等損益	△10,755,918	33,832,962
派生商品取引等損益	14,176,932	11,106,119
為替差損益	43,913,929	△31,225,303
その他収益	317,089	241,116
営業収益合計	64,963,371	31,130,075
営業費用		
受託者報酬	194,683	205,300
委託者報酬	4,866,974	5,132,351
その他費用	358,604	335,359
営業費用合計	5,420,261	5,673,010
営業利益	59,543,110	25,457,065
経常利益	59,543,110	25,457,065
当期純利益	59,543,110	25,457,065
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	209,138	728,087
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△160,985,767	△106,346,699
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,518,485	6,435,675
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,518,485	6,435,675
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,137,203	1,397,727
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,137,203	1,397,727
分配金	14,076,186	13,395,688
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△106,346,699	△89,975,461

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	前期 (自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日)	当期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券・特殊債券・社債券 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引・オプション取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 (2)為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	(1)先物取引・オプション取引 同左 (2)為替予約取引 同左
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 (平成21年6月18日現在)	当期 (平成21年12月18日現在)
1.特定期間の末日における受益権の総数	874,345,638口	820,858,848口
2.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、106,346,699円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、89,975,461円であります。
3.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.8784円 (8,784円)	0.8904円 (8,904円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 (自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日)	当期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2.分配金の計算過程		
	(平成20年12月19日から 平成21年 3月18日まで の計算期間)	(平成21年6月19日から 平成21年9月18日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	5,933,259円	8,378,216円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	33,439,586円	35,074,318円
分配準備積立金額	155,783,440円	147,694,082円
当ファンドの分配対象収益額	195,156,285円	191,146,616円
当ファンドの期末残存口数	885,177,718口	853,602,300口
1万口当たり収益分配対象額	2,204.71円	2,239.27円
1万口当たり分配金額	80.00円	80.00円
収益分配金金額	7,081,421円	6,828,818円
	(平成21年3月19日から 平成21年6月18日まで の計算期間)	(平成21年 9月19日から 平成21年12月18日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	8,420,484円	5,448,941円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	34,687,680円	34,882,242円
分配準備積立金額	151,096,442円	142,367,682円
当ファンドの分配対象収益額	194,204,606円	182,698,865円
当ファンドの期末残存口数	874,345,638口	820,858,848口
1万口当たり収益分配対象額	2,221.12円	2,225.68円
1万口当たり分配金額	80.00円	80.00円
収益分配金金額	6,994,765円	6,566,870円

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 (自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日)	当期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)
期首元本額	926,774,581円	874,345,638円
期中追加設定元本額	17,751,175円	14,042,674円
期中解約元本額	70,180,118円	67,529,464円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 (平成21年6月18日現在)		当期 (平成21年12月18日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	422,230,795	△5,594,993	444,052,344	1,143,427
特殊債券	94,044,571	△932,444	―	―
社債券	162,165,970	33,183,748	152,473,530	5,248,570
合計	678,441,336	26,656,311	596,525,874	6,391,997

3 デリバティブ取引関係

Ⅰ 取引の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日)	当期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引及び債券先物オプション取引、通貨関連では為替予約取引、金利関連では金利先物オプション取引であります。	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引及び債券先物オプション取引、通貨関連では為替予約取引であります。
2.取引に対する取組方針	独立した先物戦略及び為替戦略により、債券先物取引及び債券先物オプション取引、為替予約取引、金利先物オプション取引を活用して超過収益の獲得を目指しております。	独立した先物戦略及び為替戦略により、債券先物取引及び債券先物オプション取引、為替予約取引を活用して超過収益の獲得を目指しております。
3.取引の利用目的	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
4.取引に係るリスクの内容	債券先物取引及び債券先物オプション取引、金利先物オプション取引は、市場金利の変動によるリスク、為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。	債券先物取引及び債券先物オプション取引は、市場金利の変動によるリスク、為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	前期（平成21年6月18日現在）				当期（平成21年12月18日現在）			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引								
	売建	537,094,328	－	540,648,653	△3,554,325	321,184,336	－	321,683,757	△499,421
	買建	1,058,500,748	－	1,059,306,242	805,494	134,785,010	－	135,007,445	222,435
	債券先物オプション取引								
	売建								
	プット	327,824,980 (2,246,966)	－	718,337	1,528,629	245,313,960 (595,073)	－	468,667	126,406
	買建								
	コール	48,668,040 (233,646)	－	396,554	162,908	256,026,360 (838,834)	－	1,171,679	332,845
合計		1,972,088,096	－	1,601,069,786	△1,057,294	957,309,666	－	458,331,548	182,265

（注）時価の算定方法

A 外国先物取引について

1)外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

2)特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

B 外国オプション取引について

1)外国オプション取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

2)特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

3)契約額等のうち、( )内はオプション料であります。

通貨関連

区分	種類	前期（平成21年6月18日現在）				当期（平成21年12月18日現在）			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建								
	米ドル	159,759,124	－	158,862,901	896,223	75,185,595	－	74,303,017	882,578
	カナダドル	31,277,738	－	33,684,331	△2,406,593	5,700,800	－	5,777,346	△76,546
	ユーロ	43,062,980	－	42,675,200	387,780	51,120,140	－	49,499,377	1,620,763
	英ポンド	184,472,126	－	207,504,028	△23,031,902	188,562,353	－	185,060,481	3,501,872
	ノルウェークローネ	－	－	－	－	41,387,874	－	40,603,131	784,743
	ポーランドズロチ	25,562,832	－	27,379,337	△1,816,505	32,786,820	－	32,240,296	546,524
	オーストラリアドル	1,362,073	－	1,545,845	△183,772	17,989,840	－	17,292,000	697,840
	買建								
	米ドル	52,646,980	－	52,273,663	△373,317	41,379,375	－	41,493,862	114,487
	カナダドル	35,411,459	－	33,599,155	△1,812,304	14,986,793	－	14,788,611	△198,182
	ユーロ	381,914,480	－	408,994,741	27,080,261	361,537,513	－	350,234,334	△11,303,179
	英ポンド	－	－	－	－	92,517,800	－	92,332,800	△185,000
	ノルウェークローネ	－	－	－	－	25,717,490	－	24,862,400	△855,090
	ポーランドズロチ	8,591,724	－	8,325,558	△266,166	－	－	－	－
	オーストラリアドル	－	－	－	－	16,356,508	－	16,050,206	△306,302
合計		924,061,516	－	974,844,759	△1,526,295	965,228,901	－	944,537,861	△4,775,492

（注）時価の算定方法

為替予約取引について

1.特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2.特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY BOND	180,000.00	227,503.12	
		US TREASURY NOTE	220,000.00	243,787.50	
		US TREASURY NOTE	130,000.00	133,615.62	
	計		530,000.00	604,906.24	
	(邦貨換算額)			(53,999,980)	
	社債券	COUNTRYWIDE FINANCIAL	10,000.00	10,696.08	
		ING GROEP NV FRN	54,000.00	39,560.94	
		RIO TINTO FIN USA LTD	40,000.00	44,676.96	
		UNITED PARCEL	20,000.00	21,518.40	
	計		124,000.00	116,452.38	
	(邦貨換算額)			(10,395,703)	
米ドル計				721,358.62	
(邦貨換算額)				(64,395,683)	
ユーロ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	497,000.00	538,887.16	
		BUNDES REPUBLIC DE	131,000.00	140,167.38	
		BUNDES REPUBLIC DE	47,000.00	50,014.58	
		BUNDES REPUBLIC DE	70,000.00	76,657.00	
		BUNDES REPUBLIC DE	180,000.00	181,967.40	
		BUNDES REPUBLIC DE	80,000.00	85,104.80	
		BUNDES REPUBLIC DE	130,000.00	149,897.80	
		FRANCE O.A.T.	40,000.00	43,012.00	
		HELLENIC REPUBLIC	320,000.00	298,377.60	
		NETHERLANDS GOVT	350,000.00	380,989.00	
	計		1,845,000.00	1,945,074.72	
	(邦貨換算額)			(249,027,916)	
	社債券	ABN AMRO BANK NV	57,000.00	28,357.50	
		ALLIANC LEIC BLD	50,000.00	51,147.70	
		AVIVA PLC FRN	30,000.00	30,000.00	
		BANCA POP VERONA BANVER	50,000.00	29,500.00	
		BARCLAYS BANK PLC	50,000.00	52,445.40	
		CITIGROUP INC	70,000.00	78,782.06	
		DEUTSCHE POSTBANK IV FRN	50,000.00	30,695.30	
		ELM BV (SWISS REIN) FRN	50,000.00	34,250.00	
		ELM BV (SWISS REIN) FRN	50,000.00	42,000.00	
		FORTIS BANK SA/NV	55,000.00	59,301.11	
		GOLDMAN SACHS GROUP	50,000.00	51,491.25	
		ING GROEP NV FRN	19,000.00	12,540.00	
		LBG CAPITAL NO.2 PLC	57,000.00	42,575.80	
		MERRILL LYNCH	50,000.00	54,530.40	
		MUNICH RE FRN	50,000.00	45,500.00	
		ROYAL BK OF SCOTLAND PLC	50,000.00	47,152.50	
		SNS REAAL GROEP NV	50,000.00	30,312.50	
		STANDARD CHARTERED BANK	50,000.00	53,354.60	
		TOTAL CAPITAL	20,000.00	20,761.38	
	計		908,000.00	794,697.50	
	(邦貨換算額)			(101,745,120)	
ユーロ計				2,739,772.22	
(邦貨換算額)				(350,773,036)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY	270,000.00	291,144.78	
	計		270,000.00	291,144.78	
	(邦貨換算額)			(42,038,394)	
	社債券	DIGNITY FINANCE PLC	20,830.90	22,711.80	

		GE CAPITAL UK FUNDING	40,000.00	42,830.80	
		HSBC CAPITAL FDG FRN	53,000.00	56,326.01	
		ROYAL&SUN ALLIANCE FRN	20,000.00	21,089.56	
		STANDARD LIFE FUNDING	55,000.00	47,575.00	
		TELEFONICA EMISIONES SAU	50,000.00	51,473.00	
		UNICREDITO ITAL CAP FRN	50,000.00	37,325.55	
	計		288,830.90	279,331.72	
	(邦貨換算額)			(40,332,707)	
英ポンド計				570,476.50	
(邦貨換算額)				(82,371,101)	
ノルウェークローネ	国債証券	NORWAY GOVT	3,440,000.00	3,554,173.60	
	計		3,440,000.00	3,554,173.60	
	(邦貨換算額)			(54,058,980)	
ノルウェークローネ計				3,554,173.60	
(邦貨換算額)				(54,058,980)	
ポーランドズロチ	国債証券	POLAND GOVT	324,000.00	328,830.84	
		POLAND GOVT	1,200,000.00	1,144,188.00	
	計		1,524,000.00	1,473,018.84	
	(邦貨換算額)			(44,927,074)	
ポーランドズロチ計				1,473,018.84	
(邦貨換算額)				(44,927,074)	
合計				596,525,874	
(外貨建証券の邦貨換算額)				(596,525,874)	

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 3銘柄	83.9%	10.8%
	社債券 4銘柄	16.1%	
ユーロ	国債証券 10銘柄	71.0%	58.8%
	社債券 19銘柄	29.0%	
英ポンド	国債証券 1銘柄	51.0%	13.8%
	社債券 7銘柄	49.0%	
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	9.1%
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	100.0%	7.5%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「II 取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

通貨関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「II 取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

【LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB （為替ヘッジあり）】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成21年6月18日現在)	当期 (平成21年12月18日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	21,402,086	35,720,881
コール・ローン	17,325,906	62,493,476
国債証券	1,113,920,757	1,189,982,321
社債券	421,491,430	310,208,578
コール・オプション（買）	―	2,538,638
派生商品評価勘定	11,275,371	49,239,280
未収入金	3,165,759	65,213,307
未収利息	27,611,190	21,687,957
前払費用	4,914,409	6,076,791
差入委託証拠金	88,783,736	28,874,135
流動資産合計	1,709,890,644	1,772,035,364
資産合計	1,709,890,644	1,772,035,364
負債の部		
流動負債		
プット・オプション（売）	683,622	1,015,446
派生商品評価勘定	119,965,140	8,022,348
未払金	―	122,947,108
未払収益分配金	6,385,867	6,179,121
未払解約金	2,524,123	―
未払受託者報酬	204,940	212,465
未払委託者報酬	5,123,459	5,311,633
その他未払費用	194,878	201,327
流動負債合計	135,082,029	143,889,448
負債合計	135,082,029	143,889,448
純資産の部		
元本等		
元本	2,128,622,379	2,059,707,328
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△553,813,764	△431,561,412
（分配準備積立金）	360,648,098	368,430,388
純資産合計	1,574,808,615	1,628,145,916
負債純資産合計	1,709,890,644	1,772,035,364

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日)	当期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)
営業収益		
受取利息	35,568,396	34,807,826
有価証券売買等損益	△18,758,346	71,322,771
派生商品取引等損益	27,508,788	23,394,843
為替差損益	△6,375,283	△2,158,737
その他収益	620,842	3,245,899
営業収益合計	38,564,397	130,612,602
営業費用		
受託者報酬	408,001	425,241
委託者報酬	10,199,861	10,631,059
その他費用	629,997	651,723
営業費用合計	11,237,859	11,708,023
営業利益	27,326,538	118,904,579
経常利益	27,326,538	118,904,579
当期純利益	27,326,538	118,904,579
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	656,581	1,696,715
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△577,709,569	△553,813,764
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,781,679	20,381,072
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,781,679	20,381,072
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,744,100	2,937,727
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,744,100	2,937,727
分配金	12,811,731	12,398,857
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△553,813,764	△431,561,412

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	前期 (自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日)	当期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券・社債券 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引・オプション取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 (2)為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	(1)先物取引・オプション取引 同左 (2)為替予約取引 同左
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 (平成21年6月18日現在)	当期 (平成21年12月18日現在)
1.特定期間の末日における受益権の総数	2,128,622,379口	2,059,707,328口
2.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、553,813,764円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、431,561,412円であります。
3.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.7398円 (7,398円)	0.7905円 (7,905円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 (自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日)	当期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2.分配金の計算過程		
	(平成20年12月19日から 平成21年 3月18日まで の計算期間)	(平成21年6月19日から 平成21年9月18日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	11,216,998円	19,723,916円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	30,824,315円	31,935,215円
分配準備積立金額	347,452,590円	350,229,453円
当ファンドの分配対象収益額	389,493,903円	401,888,584円
当ファンドの期末残存口数	2,141,954,788口	2,073,245,517口
1万口当たり収益分配対象額	1,818.38円	1,938.44円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	6,425,864円	6,219,736円
	(平成21年3月19日から 平成21年6月18日まで の計算期間)	(平成21年 9月19日から 平成21年12月18日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	18,074,663円	14,258,009円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	31,724,325円	32,733,741円
分配準備積立金額	348,959,302円	360,351,500円
当ファンドの分配対象収益額	398,758,290円	407,343,250円
当ファンドの期末残存口数	2,128,622,379口	2,059,707,328口
1万口当たり収益分配対象額	1,873.30円	1,977.66円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	6,385,867円	6,179,121円

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 (自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日)	当期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)
期首元本額	2,164,637,122円	2,128,622,379円
期中追加設定元本額	13,227,090円	12,091,857円
期中解約元本額	49,241,833円	81,006,908円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 (平成21年6月18日現在)		当期 (平成21年12月18日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	1,113,920,757	△10,937,586	1,189,982,321	2,403,965
社債券	421,491,430	79,314,034	310,208,578	8,228,106
合計	1,535,412,187	68,376,448	1,500,190,899	10,632,071

3 デリバティブ取引関係

Ⅰ 取引の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日)	当期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引及び債券先物オプション取引、通貨関連では為替予約取引、金利関連では金利先物オプション取引であります。	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引及び債券先物オプション取引、通貨関連では為替予約取引であります。
2.取引に対する取組方針	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。また別途、独立した先物戦略及び為替戦略により、債券先物取引及び債券先物オプション取引、為替予約取引、金利先物オプション取引を活用して超過収益の獲得を目指しております。	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。また別途、独立した先物戦略及び為替戦略により、債券先物取引及び債券先物オプション取引、為替予約取引を活用して超過収益の獲得を目指しております。
3.取引の利用目的	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
4.取引に係るリスクの内容	債券先物取引及び債券先物オプション取引、金利先物オプション取引は、市場金利の変動によるリスク、為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。	債券先物取引及び債券先物オプション取引は、市場金利の変動によるリスク、為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	前期（平成21年6月18日現在）				当期（平成21年12月18日現在）			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引								
	売建	1,177,804,703	－	1,186,620,386	△8,815,683	592,984,319	－	592,941,545	42,774
	買建	2,223,914,053	－	2,227,189,231	3,275,178	405,642,495	－	406,787,380	1,144,885
	債券先物オプション取引								
	売建								
	プット	577,307,100 (3,154,396)	－	683,622	2,470,774	531,513,580 (1,289,326)	－	1,015,446	273,880
	買建								
	コール	－	－	－	－	554,723,780 (1,817,009)	－	2,538,638	721,629
合計		3,979,025,856	－	3,414,493,239	△3,069,731	2,084,864,174	－	1,003,283,009	2,183,168

（注）時価の算定方法

A 外国先物取引について

1)外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

2)特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

B 外国オプション取引について

1)外国オプション取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

2)特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

3)契約額等のうち、( )内はオプション料であります。

通貨関連

区分	種類	前期（平成21年6月18日現在）				当期（平成21年12月18日現在）			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建								
	米ドル	549,336,497	－	546,366,806	2,969,691	352,884,760	－	349,261,405	3,623,355
	カナダドル	92,441,018	－	99,553,677	△7,112,659	9,976,400	－	10,110,355	△133,955
	ユーロ	853,947,513	－	906,820,695	△52,873,182	1,056,932,681	－	1,024,740,472	32,192,209
	英ポンド	284,413,368	－	319,923,236	△35,509,868	324,786,732	－	319,125,446	5,661,286
	ノルウェークローネ	－	－	－	－	81,987,035	－	80,432,501	1,554,534
	デンマーククローネ	2,508,450	－	2,683,500	△175,050	2,659,500	－	2,578,500	81,000
	ポーランドズロチ	55,725,523	－	59,685,400	△3,959,877	65,619,074	－	64,581,255	1,037,819
	オーストラリアドル	1,961,729	－	2,226,407	△264,678	37,615,120	－	36,156,000	1,459,120
	買建								
	米ドル	126,905,310	－	125,531,348	△1,373,962	203,075,660	－	202,432,820	△642,840
	カナダドル	104,976,907	－	99,604,351	△5,372,556	32,954,906	－	32,534,945	△419,961
	ユーロ	31,473,100	－	31,258,309	△214,791	70,857,600	－	69,103,800	△1,753,800
	英ポンド	17,008,800	－	17,885,460	876,660	49,751,330	－	49,502,382	△248,948
	ノルウェークローネ	2,591,878	－	2,543,084	△48,794	53,278,610	－	51,544,000	△1,734,610
	ポーランドズロチ	25,910,394	－	25,820,196	△90,198	－	－	－	－
	オーストラリアドル	－	－	－	－	34,492,982	－	33,847,046	△645,936
合計		2,149,200,487	－	2,239,902,469	△103,149,264	2,376,872,390	－	2,325,950,927	40,029,273

（注）時価の算定方法

為替予約取引について

1.特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2.特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY BOND	350,000.00	442,367.18	
		US TREASURY NOTE	920,000.00	922,443.75	
		US TREASURY NOTE	810,000.00	853,284.37	
		US TREASURY NOTE	50,000.00	55,406.25	
		US TREASURY NOTE	1,400,000.00	1,387,750.00	
	計		3,530,000.00	3,661,251.55	
	(邦貨換算額)			(326,839,925)	
	社債券	CITIGROUP INC	40,000.00	41,421.60	
		COUNTRYWIDE FINANCIAL	20,000.00	21,392.16	
		COUNTRYWIDE FINANCIAL	80,000.00	82,036.80	
		ING GROEP NV FRN	20,000.00	14,652.20	
		RIO TINTO FIN USA LTD	60,000.00	67,015.44	
		SOCIETE GENERALE	10,000.00	10,065.06	
		UNITED PARCEL	40,000.00	43,036.80	
	計		270,000.00	279,620.06	
	(邦貨換算額)			(24,961,682)	
米ドル計				3,940,871.61	
(邦貨換算額)				(351,801,607)	
ユーロ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	653,000.00	709,262.48	
		BUNDES REPUBLIC DE	107,000.00	114,487.86	
		BUNDES REPUBLIC DE	360,000.00	363,934.80	
		BUNDES REPUBLIC DE	70,000.00	74,466.70	
		BUNDES REPUBLIC DE	330,000.00	380,509.80	
		FRANCE O.A.T.	1,030,000.00	1,051,743.30	
		HELLENIC REPUBLIC	710,000.00	662,025.30	
		NETHERLANDS GOVT	590,000.00	637,731.00	
	計		3,850,000.00	3,994,161.24	
	(邦貨換算額)			(511,372,463)	
	社債券	ABN AMRO BANK NV	95,000.00	47,262.50	
		ALLIANC LEIC BLD	100,000.00	102,295.40	
		AVIVA PLC FRN	60,000.00	60,000.00	
		BANCA ITALEASE FRN	50,000.00	49,933.35	
		BANCA POP VERONA BANVER	50,000.00	29,500.00	
		BARCLAYS BANK PLC	100,000.00	104,890.80	
		BARCLAYS BANK PLC	70,000.00	75,491.36	
		BAT INTL FINANCE PLC	50,000.00	54,045.35	
		CITIGROUP INC	90,000.00	101,291.22	
		DEUTSCHE POSTBANK IV FRN	100,000.00	61,390.60	
		ELM BV (SWISS REIN) FRN	50,000.00	34,250.00	
		FORTIS BANK NV-SA FRN	50,000.00	38,625.00	
		FORTIS BANK SA/NV	55,000.00	59,301.11	
		GOLDMAN SACHS GROUP	63,000.00	70,637.42	
		GOLDMAN SACHS GROUP	50,000.00	51,491.25	
		INTESA SANPAOLO	50,000.00	52,922.60	
		INTESA SANPAOLO	50,000.00	53,171.95	
		KPN NV	50,000.00	61,679.10	
		LBG CAPITAL NO.2 PLC	50,000.00	37,347.20	
		MAPFRE SA	50,000.00	42,887.40	
		MERRILL LYNCH	50,000.00	54,530.40	
		MONTE DEI PASCHI SIENA	50,000.00	50,172.90	
		MUFG CAPITAL FIN 4 LTD	50,000.00	40,500.00	
		MUFG CAPITAL FINANCE 2	50,000.00	39,750.00	*
		MUNICH RE FRN	50,000.00	45,500.00	

		ROYAL BK OF SCOTLAND PLC	50,000.00	47,152.50	
		SNS REAAL GROEP NV	50,000.00	30,312.50	
		STANDARD CHARTERED BANK	50,000.00	53,354.60	
		TELECOM ITALIA	50,000.00	58,425.15	
		THAMES WATER UTIL CAYMAN	60,000.00	65,377.20	
		TOTAL CAPITAL	40,000.00	41,522.76	
	計		1,833,000.00	1,715,011.62	
	(邦貨換算額)			(219,572,937)	
ユーロ計				5,709,172.86	
(邦貨換算額)				(730,945,400)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY	840,000.00	905,783.76	
		UK TREASURY	101,000.00	111,543.69	
		UK TREASURY	12,000.00	12,802.36	
	計		953,000.00	1,030,129.81	
	(邦貨換算額)			(148,740,443)	
	社債券	DIGNITY FINANCE PLC	41,661.81	45,423.62	
		GE CAPITAL UK FUNDING	70,000.00	74,953.90	
		HSBC CAPITAL FDG FRN	60,000.00	63,765.30	
		ROYAL&SUN ALLIANCE FRN	55,000.00	57,996.29	
		SANTANDER FIN PFD	50,000.00	55,872.10	*
		STANDARD LIFE FUNDING	95,000.00	82,175.00	
		UNICREDITO ITAL CAP FRN	100,000.00	74,651.10	
	計		471,661.81	454,837.31	
	(邦貨換算額)			(65,673,959)	
英ポンド計				1,484,967.12	
(邦貨換算額)				(214,414,402)	
ノルウェークローネ	国債証券	NORWAY GOVT	7,070,000.00	7,304,653.30	
	計		7,070,000.00	7,304,653.30	
	(邦貨換算額)			(111,103,776)	
ノルウェークローネ計				7,304,653.30	
(邦貨換算額)				(111,103,776)	
ポーランドズロチ	国債証券	POLAND GOVT	574,000.00	582,558.34	
		POLAND GOVT	2,550,000.00	2,431,399.50	
	計		3,124,000.00	3,013,957.84	
	(邦貨換算額)			(91,925,714)	
ポーランドズロチ計				3,013,957.84	
(邦貨換算額)				(91,925,714)	
合計				1,500,190,899	
(外貨建証券の邦貨換算額)				(1,500,190,899)	

（注）備考欄の*の銘柄はハイブリッド優先証券であることを示しています。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 5銘柄	92.9%	23.5%
	社債券 7銘柄	7.1%	
ユーロ	国債証券 8銘柄	70.0%	48.7%
	社債券 31銘柄	30.0%	
英ポンド	国債証券 3銘柄	69.4%	14.3%
	社債券 7銘柄	30.6%	
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	7.4%
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	100.0%	6.1%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「II 取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

通貨関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「Ⅱ 取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA （為替ヘッジなし）

平成22年1月末現在

Ⅰ 資産総額	742,772,119円
Ⅱ 負債総額	34,829,317円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	707,942,802円
Ⅳ 発行済口数	808,488,611口
Ⅴ 1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.8756円
（1万口当たり純資産額）	(8,756円)

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB （為替ヘッジあり）

平成22年1月末現在

Ⅰ 資産総額	1,663,227,954円
Ⅱ 負債総額	28,886,203円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	1,634,341,751円
Ⅳ 発行済口数	2,056,485,898口
Ⅴ 1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.7947円
（1万口当たり純資産額）	(7,947円)

第５【設定及び解約の実績】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA （為替ヘッジなし）

期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 1特定期間	18,990,739,341	0
第 2特定期間	417,830,270	7,645,112,915
第 3特定期間	557,706,605	2,764,455,431
第 4特定期間	430,379,886	1,752,615,727
第 5特定期間	214,547,336	2,063,753,094
第 6特定期間	90,119,794	500,970,924
第 7特定期間	322,593,496	545,520,274
第 8特定期間	133,708,804	1,607,317,896
第 9特定期間	136,001,200	1,920,477,708
第10特定期間	58,172,536	434,217,119
第11特定期間	28,476,031	236,299,050
第12特定期間	25,622,723	188,395,140
第13特定期間	27,113,620	175,625,065
第14特定期間	28,712,159	261,997,701
第15特定期間	24,023,108	140,868,299
第16特定期間	21,397,413	85,355,162
第17特定期間	24,433,554	104,851,482
第18特定期間	16,028,569	94,284,088
第19特定期間	13,125,347	33,384,942
第20特定期間	15,162,655	93,617,849
第21特定期間	17,751,175	70,180,118
第22特定期間	14,042,674	67,529,464

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB （為替ヘッジあり）

期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 1特定期間	23,663,407,377	0
第 2特定期間	5,559,251,421	6,453,740,516
第 3特定期間	104,436,525	3,725,481,384
第 4特定期間	70,209,798	2,054,909,247
第 5特定期間	111,118,977	611,146,807
第 6特定期間	70,025,998	2,577,673,086
第 7特定期間	46,487,581	6,876,025,069

第 8特定期間	45,803,959	502,171,612
第 9特定期間	56,066,369	850,179,411
第10特定期間	47,874,611	370,956,545
第11特定期間	141,884,006	513,820,913
第12特定期間	29,225,016	458,449,755
第13特定期間	26,523,172	1,055,426,505
第14特定期間	22,278,489	411,697,014
第15特定期間	18,705,096	481,576,984
第16特定期間	17,432,274	113,941,128
第17特定期間	17,651,348	102,295,285
第18特定期間	18,185,299	111,660,998
第19特定期間	16,320,482	256,129,617
第20特定期間	15,062,874	406,031,674
第21特定期間	13,227,090	49,241,833
第22特定期間	12,091,857	81,006,908

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

第四部【特別情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（本文書提出日現在）

①資本金の額　　1,000百万円

②委託会社が発行する株式総数　　100,000株

③発行済株式総数　　78,270株

④主な資本金の額の増減

平成20年３月30日に、資本金の額を3,913百万円から1,000百万円に減資しました。

(2)委託会社の機構

①経営の意思決定機構

３名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から１名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までにこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

②運用の意思決定機構

ファンドの運用指図は、ファンドの約款等に定められている運用の基本方針に基づき、東京運用委員会の決定する運用方針に沿って、運用部のポートフォリオ・マネジャーが行います。

東京運用委員会は、各地域の経済・政治動向等の分析をもとにファンドに係る運用方針を立案します。ポートフォリオ・マネジャーは東京運用委員会の立案した投資方針に基づいて、各ファンドの投資方針、投資制限を考慮しつつ運用計画書を作成し、ファンド毎に銘柄選定、有価証券の売買の指図を実行します。

２【事業の内容及び営業の概況】

(1)「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

(2)平成22年１月末現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種　類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	31	724,311
合　計	31	724,311

3【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。
また、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

３．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表並びに、第11期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表及び第12期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人により監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

		第10期事業年度 (平成20年3月31日)		第11期事業年度 (平成21年3月31日)
資 産 の 部				
流動資産				
現金及び預金		768,672		941,986
貯蔵品		9,968		-
前払費用		26,739		30,919
未収入金		23,481	※2	229,106
未収委託者報酬		397,732		239,638
未収運用受託報酬		-		317,926
未収投資顧問料		221,935		-
その他未収収益		21,060		10,833
未収利息		-		93
流動資産計		1,469,590		1,770,504
固定資産				
有形固定資産	※1		※1	
建物		327,824		321,321
器具備品		160,099		134,732
建設仮勘定		446		-
有形固定資産計		488,371		456,054
無形固定資産	※1		※1	
ソフトウェア		13,722		12,151
無形固定資産計		13,722		12,151
投資その他の資産				
投資有価証券		291,860		176,754
長期差入保証金		148,588		148,588
預託金		25,000		-
保険積立金		-		185,260
長期性預金		280,532		-
前払年金費用		48,728		98,962
投資その他の資産計		794,709		609,566
固定資産計		1,296,803		1,077,772
資産合計		2,766,394		2,848,277

（単位：千円）

		第10期事業年度 (平成20年3月31日)		第11期事業年度 (平成21年3月31日)
負 債 の 部				
流動負債				
預り金		12,228		14,107
未払金		197,330		116,462
未払手数料		163,331		106,282
未払消費税等		33,999		10,180
未払費用	※2	771,682	※2	470,972
未払法人税等		1,667		8,979
前受金		13,800		17,071
賞与引当金		211,040		110,495
流動負債計		1,207,749		738,089
固定負債				
退職給付引当金		120,986		184,754
役員退職慰労引当金		191,308		234,895
固定負債計		312,294		419,649
負債合計		1,520,043		1,157,738
純 資 産 の 部				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金				
資本準備金		226,405		226,405
資本剰余金計		226,405		226,405
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		19,944		464,132
利益剰余金計		19,944		464,132
株主資本合計		1,246,350		1,690,538
純資産合計		1,246,350		1,690,538
負債・純資産合計		2,766,394		2,848,277

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

		第10期事業年度 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）			第11期事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	
営業収益						
委託者報酬			6,700,313			4,871,729
運用受託報酬			-			742,535
投資顧問料			599,999			-
その他営業収益			127,872			75,110
営業収益計			7,428,185			5,689,375
営業費用						
支払手数料			2,978,026			2,203,176
広告宣伝費			69,695			66,762
公告費			2,408			1,411
調査費			1,989,938			1,724,326
調査費		66,913			68,020	
委託調査費		1,921,715			1,655,516	
図書費		1,309			788	
委託計算費			86,319			69,483
営業雑経費			171,567			139,842
通信費		52,125			43,511	
印刷費		114,036			89,435	
協会費		5,206			5,898	
諸会費		199			997	
営業費用計			5,297,955			4,205,002
一般管理費						
給料			1,116,704			889,002
役員報酬	※1	140,465		※1	77,942	
給料・手当		753,696			701,077	
賞与引当金繰入額		210,612			109,983	
退職金		11,929			-	
交際費			8,636			7,034
旅費交通費			40,095			35,442
租税公課			11,910			18,409
不動産賃借料			211,751			216,615
退職給付費用			116,539			41,949
役員退職慰労引当金繰入額			7,060			21,723
固定資産減価償却費			57,898			53,652
諸経費	※3		329,644	※3		246,070
一般管理費計			1,900,241			1,529,898
営業利益又は営業損失（△）			229,988			△45,525
営業外収益						
受取利息			482			799
受取配当金			825			707
為替差益			37,078			-
その他			2,187			100
営業外収益計			40,574			1,607
営業外費用						
為替差損			-			2,637
投資有価証券売却損			41,888			141,802
営業外費用計			41,888			144,440
経常利益又は経常損失（△）			228,674			△188,359
特別利益						
事業活動補助受入金			-	※3※4		643,511
特別利益計			-			643,511
特別損失						
固定資産除却損	※5		4,202			-
投資有価証券評価損			183,531			7,163
事務所移転費用			18,706			-
特別損失計			206,440			7,163
税引前当期純利益			22,234			447,987
法人税等	※2		2,290			-
法人税、住民税及び事業税			-	※2		3,800
法人税等合計			2,290			3,800
当期純利益			19,944			444,187

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第10期事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第11期事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,913,500	1,000,000
当期変動額		
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の取り崩しによる繰越欠損金の補填	△2,913,500	-
当期変動額合計	△2,913,500	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	3,693,500	226,405
当期変動額		
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の取り崩しによる繰越欠損金の補填	△3,467,094	-
当期変動額合計	△3,467,094	-
当期末残高	226,405	226,405
利益剰余金		
利益剰余金		
前期末残高	1,658	-
当期変動額		
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の取り崩しによる繰越欠損金の補填	△1,658	-
当期変動額合計	△1,658	-
当期末残高	-	-
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△6,382,252	19,944
当期変動額		
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の取り崩しによる繰越欠損金の補填	6,382,252	-
当期純利益	19,944	444,187
当期変動額合計	6,402,196	444,187
当期末残高	19,944	464,132
株主資本合計		
前期末残高	1,226,405	1,246,350
当期変動額		
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の取り崩しによる繰越欠損金の補填	-	-
当期純利益	19,944	444,187
当期変動額合計	19,944	444,187
当期末残高	1,246,350	1,690,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△37,271	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37,271	-
当期変動額合計	37,271	-
当期末残高	-	-
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	3,032	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,032	-
当期変動額合計	△3,032	-
当期末残高	-	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△34,238	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34,238	-
当期変動額合計	34,238	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
前期末残高	1,192,167	1,246,350
当期変動額		
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の取り崩しによる繰越欠損金の補填	-	-
当期純利益	19,944	444,187
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34,238	-
当期変動額合計	54,183	444,187

当期末残高	**1,246,350**	**1,690,538**

重要な会計方針

項　目	第10期事業年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第11期事業年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
1.有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理） 時価のないもの 移動平均法による原価法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 同　左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 為替予約取引 時価法	デリバティブ 為替予約取引 同 左
3.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　15年～18年 器具備品　4～8年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 ただしソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　12年～18年 器具備品　4～8年 (2) 無形固定資産 同　左
4.引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額のうち当期末までの期間に係る部分の金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。また、適格退職年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同　左 (2) 退職給付引当金 同　左 (3) 役員退職慰労引当金 同　左
5.リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	－
6.その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。	(1) 消費税等の会計処理 同　左

会計処理の変更

第10期事業年度	第11期事業年度

（自　平成19年4月1日　至　平成20年3月31日）	（自　平成20年4月1日　至　平成21年3月31日）
（固定資産の減価償却方法） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ3,065千円減少しております。	―

表示方法の変更

第10期事業年度 （自　平成19年4月1日　至　平成20年3月31日）	第11期事業年度 （自　平成20年4月1日　至　平成21年3月31日）
―	（貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「未収運用受託報酬」として計上しております。 前事業年度において「長期性預金」として表示しておりましたものは、当事業年度より「投資有価証券」、「保険積立金」に含めて表示しております。 （損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「運用受託報酬」として計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第10期事業年度 (平成20年3月31日現在)	第11期事業年度 (平成21年3月31日現在)
※1 固定資産の減価償却累計額 建物　13,252千円 器具備品　21,227千円 ソフトウェア　1,303千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用　724千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物　34,197千円 器具備品　50,607千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収入金　223,404千円 未払費用　1,048千円

（損益計算書関係）

第10期事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第11期事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
※1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内	※1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内
※2 法人税等は住民税であります。	※2 法人税、住民税及び事業税は住民税のみであります。
※3 関係会社との取引 諸経費 3,060千円	※3 関係会社との取引 諸経費 3,953千円 事業活動補助受入金 643,511千円
―	※4 事業活動補助受入金は当期の市場や事業環境の急激な変化を受けた結果、その影響を補うために事業活動の補助として親会社から受け入れたものであります。
※5 固定資産除却損は、器具備品4,202千円であります。	―

（株主資本等変動計算書関係）

第10期事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）					第11期事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）	株式の種類	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	78,270	―	―	78,270	普通株式	78,270	―	―	78,270

（リース取引関係）

第10期事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第11期事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	―

（有価証券関係）

第10期事業年度 （平成20年3月31日現在）	第11期事業年度 （平成21年3月31日現在）
1.その他有価証券で時価のあるもの （単位：千円） (1)貸借対照表価額が取得原価を超えないもの ①投資信託受益証券 取得原価 458,942 貸借対照表計上額 275,411 差額 183,531 （注）上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。 当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損183,531千円を計上しております。 なお、減損処理は、時価が取得価額の30%以上下落し、1年以内に回復の可能性が無い場合に行っております。	1. その他有価証券で時価のあるもの ―
2.当事業年度中に売却したその他有価証券 （単位：千円） 売却額 109,169 売却益の合計額 - 売却損の合計額 41,888	2.当事業年度中に売却したその他有価証券 （単位：千円） 売却額 275,411 売却益の合計額 - 売却損の合計額 141,802
3.時価評価されていない有価証券 （単位：千円）	3.時価評価されていない有価証券 （単位：千円）

(1)その他有価証券 ①非上場株式（店頭売買株式を除く） 貸借対照表計上額　16,448 （注）上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。	(1)その他有価証券 ①非上場株式（店頭売買株式を除く） 貸借対照表計上額　9,285 ②金銭信託 貸借対照表計上額　167,469 （注）上記非上場株式の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損7,163千円を計上しております。

（デリバティブ取引関係）

<table>
<tr><th>第10期事業年度
（自　平成19年4月1日　至　平成20年3月31日）</th><th>第11期事業年度
（自　平成20年4月1日　至　平成21年3月31日）</th></tr>
<tr><td>1.取引の状況に関する事項
①取引の内容
当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
②取引に対する取組方針
当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
③取引の利用目的
当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。
④取引に係るリスクの内容
為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。
⑤取引に係るリスク管理体制
デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。
⑥取引の時価等に関する事項についての補足説明
取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2.取引の時価等に関する事項
通貨関連　（単位：千円）
<table>
<tr><th>区分</th><th>種類</th><th>契約額等</th><th></th><th>時価</th><th>評価損益</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>うち1年超</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>市場取引以外の取引</td><td>為替予約取引
売建
米ドル</td><td>321,000</td><td>-</td><td>297,518</td><td>23,481</td></tr>
<tr><td></td><td>合計</td><td>321,000</td><td>-</td><td>297,518</td><td>23,481</td></tr>
</table>
（注）1.時価の算定方法
期末の時価は先物相場を使用しております。</td><td>1.取引の状況に関する事項
①取引の内容
当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
②取引に対する取組方針
当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
③取引の利用目的
当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。
④取引に係るリスクの内容
為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。
⑤取引に係るリスク管理体制
デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。

2.取引の時価等に関する事項
－</td></tr>
</table>

（退職給付関係）

第10期事業年度 （自　平成19年4月1日　至　平成20年3月31日）	第11期事業年度 （自　平成20年4月1日　至　平成21年3月31日）
1.採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と適格退職年金制度を併用しております。	1.採用している退職給付制度の概要 同左

2.退職給付債務に関する事項 ① 退職給付債務 355,245千円 ② 年金資産 282,987千円 ③ 未積立退職給付債務 72,258千円 ④ 前払年金費用 48,728千円 ⑤ 退職給付引当金 120,986千円 3.退職給付費用に関する事項 ① 退職給付費用 116,539千円 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 ① 割引率 1.3 % ② 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。	2.退職給付債務に関する事項 ① 退職給付債務 417,350千円 ② 年金資産 331,558千円 ③ 未積立退職給付債務 85,792千円 ④ 前払年金費用 98,962千円 ⑤ 退職給付引当金 184,754千円 3.退職給付費用に関する事項 ① 退職給付費用 41,949千円 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 ① 割引率 1.3 % ② 同左

（ストック・オプション等関係）

第10期事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第11期事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 3,060千円 2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 3,953千円 2.ストック・オプション等の内容 同 左

（税効果会計関係）

第10期事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第11期事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳	1.繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

第10期事業年度

	千円
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,129,981
賞与引当金	85,893
役員退職慰労引当金	77,862
退職給付引当金	49,241
未払費用	62,966
有価証券評価損	108,702
前払年金費用認容	△19,832
繰延税金資産小計	1,494,814
評価性引当額	△1,494,814
繰延税金資産合計	－

第11期事業年度

	千円
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,048,362
賞与引当金	44,971
役員退職慰労引当金	95,602
退職給付引当金	75,195
未払費用	32,767
有価証券評価損	36,920
前払年金費用認容	△40,277
繰延税金資産小計	1,293,541
評価性引当額	△1,293,541
繰延税金資産合計	－

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2
住民税均等割	0.8
評価性引当金	△44.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8

（関連当事者情報）

第10期事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	レッグ・メイソン・インク	米国メリーランド州	百万米ドル 13	持株会社	被所有 直接 100%	－	－	諸経費の支払（注１）	千円 3,060	未払費用	千円 724

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 13	金融業	－	－	投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 6,485	その他未収収益	千円 1,509
								投資顧問報酬の支払（注１）	653,410	未払費用	156,688
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国カリフォルニア州	米ドル 500	金融業	－	－	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 327,280	未払費用	千円 72,937

親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアメルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	－	－	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 394,868	未払費用	千円 98,734
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都千代田区	億円 10	金融業	－	－	投資顧問契約	長期差入保証金の差入	千円 72,745	長期差入保証金	千円 145,490
								投資顧問報酬・諸経費の支払（注１）	62,757	未払費用	12,581
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万ＳＧドル 27	金融業	－	－	投資顧問契約	投資顧問報酬・諸経費の支払（注１）	千円 25,610	未払費用	千円 21,213
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	－	－	投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 29,251	その他未収収益	千円 7,870
								投資顧問報酬の支払（注１）	155,914	未払費用	38,217
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ・（ヨーロッパ）リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 8	金融業	－	－	サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 92,135	その他未収収益	千円 11,680
親会社の子会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国ニューヨーク州	-	金融業	－	－	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 11,422	未払費用	千円 3,063
親会社の子会社	レッグ・メイソン・キャピタル・マネジメント・インク	米国メリーランド州	千米ドル 1	金融業	－	－	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 3,653	未払費用	千円 653
親会社の子会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国マサチューセッツ州	米ドル 1	金融業	－	－	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 195,009	未払費用	千円 43,943
親会社の子会社	レッグ・メイソン＆カンパニー・エルエルシー	米国メリーランド州	-	サービス業	－	－	－	調査費・諸経費の支払	千円 37,323	未払費用	千円 12,901
親会社の子会社	レッグ・メイソン・テクノロジー・サービシス・インク	米国メリーランド州	米ドル 1	サービス業	－	－	サービス契約	諸経費の支払	千円 116,163	未払費用	千円 116,163
親会社の子会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国ペンシルバニア州	-	金融業	－	－	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 36,235	未払費用	千円 14,014

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）投資顧問報酬の支払は、国内投信及び国内年金に対する支払で、料率は各投信、各年金毎に個別に決定しております。

（注２）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。

（注３）取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

第11期事業年度　（自　平成20年4月1日　至　平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。
なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	レッグ・メイソン・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 14	持株会社	被所有 直接 100%	―	事業活動補助受入金の受取（注１）	千円 643,511	未収入金	千円 223,404
							諸経費の支払（注１）	3,953	未払費用	1,048

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）事業活動補助受入金は、当社の事業活動に与える影響を勘案の上、親会社と協議の上決定しております。

（注２）諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	―	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 3,878	その他未収収益	千円 222
							委託調査費の支払（注１）	544,224	未払費用	118,058
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	米ドル 500	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 140,049	未払費用	千円 17,335
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 396,056	未払費用	千円 95,380
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都 千代田区	億円 10	金融業	―	役員の兼任 投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 40,700	長期差入保証金	千円 145,490
									未払費用	10,405
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	百万ブラジルレアル 69	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 844	未払費用	千円 844
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万ＳＧドル 27	金融業	―	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	諸経費の支払	千円 18,231	未払費用	千円 2,946
							委託調査費の支払（注１）	2,826		

同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	－	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 20,154	その他未収収益	千円 2,808
							委託調査費の支払（注１）	88,300	未払費用	8,235
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ・（ヨーロッパ）リミテッド	英国 ロンドン市	百万英ポンド 10	金融業	－	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 51,077	その他未収収益	千円 7,803
							委託調査費の支払（注１）	5,400	未払費用	1,557
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	－	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 8,384	未払費用	千円 1,230
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・キャピタル・マネジメント・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	千米ドル 1	金融業	－	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,288	未払費用	千円 57
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州 ボストン	米ドル 1	金融業	－	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 193,548	未払費用	千円 60,129
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン＆カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	－	－	調査費・諸経費の支払	千円 27,559	未払費用	千円 9,850
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	米ドル 1	サービス業	－	サービス契約	諸経費の支払	千円 83,739	未収入金	千円 5,702
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	－	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 149,230	未払費用	千円 41,864

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は一般的な手数料水準等を総合的に勘案した上で決定しております。

（注２）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。料率は一般的な手数料水準等を総合的に勘案した上で決定しております。

（注３）取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

レッグ・メイソン・インク　（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

第10期事業年度 （自　平成19年4月1日　至　平成20年3月31日）	第11期事業年度 （自　平成20年4月1日　至　平成21年3月31日）

1株当たり純資産額　15,923円73銭 1株当たり当期純利益　254円82銭 （注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益　19,944千円 普通株式に帰属しない金額　- 普通株式に係る当期純利益　19,944千円 期中平均株式数　78千株 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額　21,598円80銭 1株当たり当期純利益金額　5,675円07銭 （注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益　444,187千円 普通株式に帰属しない金額　- 普通株式に係る当期純利益　444,187千円 期中平均株式数　78千株 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

第10期事業年度 （自　平成19年4月1日　至　平成20年3月31日）	第11期事業年度 （自　平成20年4月1日　至　平成21年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

次へ

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

		第12期中間会計期間末 （平成21年9月30日）
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金		651,273
未収委託者報酬		292,411
未収運用受託報酬		559,660
未収利息		258
前払費用		25,661
その他未収収益		4,338
流 動 資 産 計		1,533,604
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	310,788
器具備品	※1	120,564
有形固定資産計		431,353
無形固定資産		
ソフトウェア		10,678
無形固定資産計		10,678
投資その他の資産		
投資有価証券		194,169
長期差入保証金		148,588
保険積立金		203,758
前払年金費用		139,276
投資その他の資産計		685,792
固 定 資 産 計		1,127,824
資 産 合 計		2,661,429

（単位：千円）

		第12期中間会計期間末 （平成21年9月30日）
負 債 の 部		
流動負債		
未払手数料		132,224
未払消費税等		30,910
未払法人税等		5,899
前受金		14,826
賞与引当金		54,887
未払費用	※2	309,280
預り金		13,542
流動負債計		561,572
固定負債		
退職給付引当金		193,401
役員退職慰労引当金		248,170
固定負債計		441,571
負 債 合 計		1,003,144
純 資 産 の 部		
株主資本		
資 本 金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		226,405
資本剰余金計		226,405
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		431,879
利益剰余金計		431,879
株主資本計		1,658,285
純 資 産 合 計		1,658,285
負 債・純 資 産 合 計		2,661,429

（2）中間損益計算書

（単位：千円）

		第12期中間会計期間 （自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		2,236,519
運用受託報酬		619,471
その他営業収益		24,716
営業収益計		2,880,707
営業費用		2,180,654
一般管理費	※1 ※2	746,288
営業損失		46,236
営業外収益		
受取利息		875
為替差益		14,215
受取配当金		775
その他		17
営業外収益計		15,883
経常損失		30,353
税引前中間純損失		30,353
法人税、住民税及び事業税		1,899
法人税等合計		1,899
中間純損失		32,253

（3）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第12期中間会計期間 （自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日）
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	226,405
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	226,405
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	464,132
当中間期変動額	
中間純損失	△32,253
当中間期変動額合計	△32,253
当中間期末残高	431,879
株主資本合計	
前期末残高	1,690,538
当中間期変動額	
中間純損失	△32,253
当中間期変動額合計	△32,253
当中間期末残高	1,658,285

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第 12 期 中 間 会 計 期 間 （自　平 成 21 年 4 月 1 日 至　平 成 21 年 9 月 30 日）
1．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　12～18年 器具備品　4～8年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4．リース取引の処理方法	リース取引開始日が適用初年度の開始前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第 12 期 中 間 会 計 期 間 末 平成21年9月30日現在
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物　44,731千円 器具備品　65,409千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用　634千円

（中間損益計算書関係）

第 12 期 中 間 会 計 期 間 （自　平 成 21 年 4 月 1 日 至　平 成 21 年 9 月 30 日）

※1 減価償却実施額
有形固定資産　25,336千円
無形固定資産　1,682千円

※2 関係会社との取引
一般管理費　3,139千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第 12 期 中 間 会 計 期 間
（自　平 成 21 年 4 月 1 日
至　平 成 21 年 9 月 30 日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	当中間会計期間増加(株)	当中間会計期間減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270

（リース取引関係）

第 12 期 中 間 会 計 期 間
（自　平 成 21 年 4 月 1 日
至　平 成 21 年 9 月 30 日）

オペレーティング・リース取引
（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年以内　175,792千円
1年超　102,545千円
合計　278,338千円

（有価証券関係）

第 12 期 中 間 会 計 期 間 末
平成21年9月30日 現在

1. 時価評価されていない有価証券　（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
(1)その他有価証券	
①非上場株式（店頭売買株式を除く）	
中間貸借対照表計上額	9,285
②金銭信託	
中間貸借対照表計上額	184,884

（注）表中の中間貸借対照表計上額は減損処理後の帳簿価額であります。

（ストック・オプション等関係）

第 12 期 中 間 会 計 期 間
（自　平 成 21 年 4 月 1 日
至　平 成 21 年 9 月 30 日）

1.ストック・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名
一般管理費　3,139千円

2.ストック・オプション等の内容
当社は、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。

（一株当たり情報）

第 12 期 中 間 会 計 期 間
（自　平 成 21 年 4 月 1 日
至　平 成 21 年 9 月 30 日）

1株当たり純資産額	21,186.73円
1株当たり中間純損失金額	412.07円

（注）1．なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2．1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純損失	32,253千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	32,253千円
期中平均株式数	78,270株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

また、委託会社の営業年度は、毎年４月１日より翌年３月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)ＮＣＴ信託銀行株式会社（「受託会社」）

①資本金の額

平成21年９月末現在　20,000百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（「投資顧問会社」）

①資本金の額

平成21年３月末現在　11百万米国ドル（987百万円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成22年１月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米国ドル＝89.77円）によります。）

②事業の内容

英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー（「投資顧問会社」）

①資本金の額

平成21年３月末現在　500米国ドル（44千円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成22年１月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米国ドル＝89.77円）によります。）

②事業の内容

米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(4)日興コーディアル証券株式会社（「販売会社」）

①資本金の額

平成21年10月１日現在　10,000百万円

②事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1)受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2)投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの運用指図を行います。

(3)販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

３【資本関係】

届出会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。委託会社、「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」の最終的親会社はレッグ・メイソン・インクであります。

第３【その他】

(1)目論見書の表紙及び裏表紙に委託会社及び当ファンドのロゴ・マーク、図案を採用すること、また当ファンドの形態等を記載することがあります。

(2)目論見書の表紙裏面に以下の内容等を記載することがあります。

ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし）及びＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）は、主に外貨建の公社債を投資対象としています。組入債券は、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化等で値動きし、また外貨建証券は為替相場の影響を受けるためファンドの基準価額も変動します。したがって、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべてご投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元本が保証されている商品ではありません。

当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

(3)本書「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」の内容を要約し、「ファンドの概要」として目論見書の冒頭に掲載することがあります。また、目論見書の巻末に用語集を掲載します。

(4)目論見書に信託約款の全文を添付し、本書「第二部 ファンド情報」の「第１ ファンドの状況」の詳細な内容については、概略のみを記載し、当該約款を参照する旨をあわせて記載することで、本書の内容の記載とすることがあります。

(5)目論見書の別称として、次の名称を用いることがあります。

①投資信託説明書（目論見書）
②投資信託説明書（交付目論見書）
③投資信託説明書（請求目論見書）

(6)目論見書は、電子媒体としてインターネット等に掲載される場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成２２年２月１８日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし）の平成２１年６月１９日から平成２１年１２月１８日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし）の平成２１年１２月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ(当期)へ

独立監査人の監査報告書

平成２２年２月１８日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）の平成２１年６月１９日から平成２１年１２月１８日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）の平成２１年１２月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

委託会社の監査報告書(当期)へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成21年6月24日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　澤 口　雅 昭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB(当期)へ　委託会社の監査報告書(中間)へ

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会　御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　澤口雅昭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書(当期)へ

独立監査人の監査報告書

平成２１年８月１８日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし）の平成２０年１２月１９日から平成２１年６月１８日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし）の平成２１年６月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ(前期)へ

独立監査人の監査報告書

平成２１年８月１８日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）の平成２０年１２月１９日から平成２１年６月１８日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）の平成２１年６月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

委託会社の監査報告書(前期)へ

独立監査人の監査報告書

平成20年６月23日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　澤口 雅昭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB(前期)へ